別紙1

会議記録(1)

会談	義名称	北本市庁舎建設委員会
開会及び 閉会日時		平成21年1月21日 (水) 午後1時30分~午後5時
開係	崔場所	北本市文化センター第1研修室
議身	長氏名	委員長 高岡 輝夫
委	席 員(者) 名	1号委員 現王園孝昭、福島忠夫、工藤日出夫 2号委員 勝豊、田島和生、染谷日菜、原田信美 3号委員 高岡輝夫、和田博 4号委員 矢部龍治、黒葛原武昭 5号委員 山畠則義、小尾富士雄
欠 委员	席 員(者) 名	2 号委員 菅野潤一 4 号委員 野地恵美子
説明者の 職 氏 名		北本市政策推進課:吉野一
	务局職 戦氏名	北本市総合政策部長:谷澤暢 政策推進課長:吉野一 政策推進課主査:福島弘行
	1 開	会
	2 あ	いさつ
	3 庁	舎見学
	4 諮	問
会議	5 議	題
次	(1)庁	舎基本計画(案)について
第	(2)そ	の他 ①市議会特別委員会中間報告について
		②市の財政状況について
		③合併後の庁舎の利用状況について
	6 閉	会

別紙1

会議記録(1)

配布資料	1	北本市庁舎建設基本計画(案)
	2	庁舎建設基本計画策定に関して(H20年12月)
	3	広報きたもと原稿 (案)
	4	市議会特別委員会委員長中間報告
	5	平成19年度決算状況
	6	合併後の庁舎の利用状況について

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	司会進行事務局(北本市総合政策部長)谷澤暢
司会	1 開会
司会	2 あいさつ
委員長	―委員長あいさつ、省略―
司会	3 庁舎見学 ・本日は、議事に入ります前に本市の庁舎の見学を実施いたします。前回の委員会では、上里町役場及び本庄市役所の視察を実施したところでございます。視察に参加された委員の方には、それらと見比べていただきますとともに、本市の庁舎の現状を確認していただきたいと思います。
	──广舎見学──
副市長	4 諮問 —副市長による諮問書の読み上げ、委員長へ—
司会	5 議題それでは議題に入ります。委員会規則第5条で「委員長が招集し会議の議長となる」となっておりますので、委員長に議長をお願いいたします。
議長	 議事に入ります前に皆様にお諮りしたいことがございます。 ご案内のとおり当委員会の会議につきましては、原則公開となっており、同様に会議記録につきましても公開することとなっております。このことから、この会議録の公開に関しましては、事務局から要点筆記的な会議録を作っていただいております。その最終的な会議録の認定につきまして、どのようにしたらいいかご意見をいただきたいと思います。 事務局で作成された会議録について私のほうで確認し、修正する等の部分があれば対応していただき、そうでなければ私

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	と副委員長とで確認をして作成することでどうでしょうか。 そのほうが迅速に進みますし、実質的な扱いであると思いお 諮りいたします。
工藤委員	・基本的にはその方向でよいかとは思いますが、発言した意図がその要点の中にまとまっているかということの確認はさせていただきたかないと、委員長と副委員長に自分が発言したものを要点筆記として残されるというのは、発言したものとしてははなはだ不本意であるので、ある一定の閲覧をしたうえで最終的に会議録としてまとめていただきたい。
議長	他にいかがでしょうか。
勝委員	・工藤さんが言われた方法でいいのではないでしょうか。・参考としてこれまではどのように作成していたのですか。
事務局(福島)	 これまでは事務局で作成してものを委員長に署名をしていただき、対応してまいりました。最初の委員会につきましては、全員に提示し、このような会議録となりますというところを確認していただいたこともございます。 実際目を通すという形であれば、次回の会議までに事務局で作成し、皆様に内容を確認していただくということもできます。
黒葛原委員	・ 次回まで作成していただき、確認するというのはどこに言えばいいのですか。
事務局(福島)	 ・皆様に一斉に送付して内容を確認してもらい、事務局に言っていただく形になると思います。 ・会議録ができ次第、委員の皆様には送付をしたいと思います。内容を確認のうえ修正等があれば連絡をいただき、修正したものを委員長と副委員長に確認のうえ署名をいただくということでよろしいかと思います。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	・ 事務局からありましたように、事務局が作成した会議録案を 作成いただき、各委員の皆様に確認してもらい、併せて調整 したものを見せていただき、確認のうえ、委員長の署名の上 作成するという形とさせていただきます。
黒葛原委員	せっかくこういう場を設けているのですから、とことんやるのであれば、とことんやって会議録もきちっとしたものとして公にしていただきたい。
議長	・ 開催の時期を考慮し、会議録の作成をできるだけ早くするよ う事務局にはお願いします。
議長	・ それでは議題に入ります。議題(1)庁舎建設基本計画(案) について説明をお願いします。
吉野課長	一資料に基づき説明一
吉野課長	・ なお、本日お示しいたしました庁舎建設基本計画(案)につきましては、諮問と同時に市民の皆様に対しまして、パブリックコメントを実施いたします。委員会の意見及び市民意見を取りまとめて、最終的に基本計画の策定をしたいと考えております。
議長	・ ここまで説明をしてもらいましたけれども、このことについて、ご質問、ご意見等をいただきたいと思います。確認ですが、この基本計画に関しても委員会としてお尋ねしてよいのでしょうか。
吉野課長	この基本計画につきましては、これで決まっているというものではなく、今までいただいた意見などをまとめまして基本的なフレームをここに出させていただいたというものでございます。
勝委員	・ まず、この平成20年12月の庁舎基本計画の策定に関して、こ

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	れは、前回の会議の際の考え方をまとめられたものと理解を
	しております。この中で、ひとつだけこの視点からも書いて
	 ほしいということがあるのですが、財源確保についての部分
	に関連してくるのですが、私はこの庁舎を建設することに関
	して、財源確保について、それほど心配はしていないのです。
	一番心配をすることは、庁舎を建設した後の維持管理費が今
	回示されたものでも2千万円は増加するとされています。ま
	た、この間視察に行った上里町の担当者の話だと、電気、空
	調、エレベータ等の維持管理費は、人件費を含めてだいたい
	1,000㎡で1千万円くらいかかると予定されているということ
	でした。先ほどの案では、5千万円ちょっととされていますが、
	この場合だと、8,500㎡で8千5百万円くらいかかることにな
	ります。8千5百万円まではいかないとしても、2千万円では私
	はちょっと少ないのではないか、もう少し増えるだろうと思
	います。庁舎建設で一番問題なのは、私も行政内部にいた人
	間として実感しているのですが、毎年度の予算編成の中で数
	億というお金が、各課から要求されてくる訳ですが、その財
	源をいかに歳入財源におっつけていくか、それが非常に苦労
	されている点であり、苦労された中で、文化センターやいろ
	いろな教育施設の予算というのは、だいたい削除されるわけ
	です。今、庁舎を見てまいりましたけれども、建替えや予算
	編成と同じように第3庁舎の屋根の補修であるとか、庁舎の外
	壁の吹きつけなどそういうものができない二つの理由で来て
	いるわけです。
	庁舎建設にあたっては、維持管理費が建設をしたあと、毎年
	の経常的な経費としてそれが上乗せになります。そのときの
	北本市の厳しさというものが、どの報告を見ても載っていま
	せん。だけど、一番重要なのは建設費よりも維持管理費をど
	う工面するか、そこの視点が非常に大切であると思います。
	そういう意味で、庁舎建設における財源確保について、庁舎
	建設の後の維持管理費についての記述も入れておくべきだと
	考えます。
黒葛原委員	・ こうして資料をまとめていただいているが、建物の規模をど

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	のくらいにするのか、8,500㎡程度としているが、それが今の規模5,700㎡くらいで運用しているわけであり、それが8,500㎡とか10,000㎡とかの数字になぜなるのか、他の地域の事例や国交省の一人当たりの面積などがあったとしても、一概にただざっくりとしたものの中から判断はしてもらいたくはないと思います。今日見て回って、第4庁舎や倉庫など色々あり、これだけ分散しているとひとつの建物にするのとでは、床の面積がすごく無駄になっているものが沢山あるわけです。それをまとめると果たして8,500㎡が合っているのか、もっと少なくていいのではないかと私は思います。ですから、その辺から配置計画などにしても順繰りに決めていかないといけないのではないか。場所はC案でいき、7,500㎡くらいでいいのではないかと思っています。第4庁舎などもまだ新しいわけだから、それをつぶす必要性があるかも検討し、そういうことも含めて、場所はどこにする、建物の規模はどのくらいにする、階数は何階にするなどを順番に決めていかないと、今の進め方で行くと色々なことが書いてあるので、ひとつとしてまとまらないのではないかと私は思うのです。・まず、お金は25億円以内でやれという意見が多く、実際は31億5千万円かかると書かれていて、それが8,500㎡をベースとしているとされてい、規模を小さくすれば当然事業費も下がってくる、そういうことを踏まえて意見を言っていかないと、あまりにも内容が大きすぎて進まないのではないでしょうか。基本を決めて進めていかないと、住民の方がこれを見てもいろんな意見が出てくることとなり、絶対にまとまらないと思うのです。
議長	・ 今いただきました意見について、この委員会の進め方として どのようにしたらいいか意見がありますか。
工藤委員	・議会の庁舎特別委員会などでは、庁舎の話について進めさせていただいていますが、今回の会議においてこのような案が示されていて、最近、耳にした話では、用途地域の変更がそ

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	んなに簡単ではないのではということも聞いています。特別 用途地域が指定されれば大丈夫でしょうけれども、都市計画 の専門家などに言わせると、そんなに簡単ではなく、相当条 件が厳しいということを言われています。今の北本市の考え 方で100%用途地域が変えられるというゴーサインが出る という補償が、本当にあってこういう計画が出されたという ことなのか、簡単ではないという話の中で、事務局のほうで どう捕らえているのか、そこのところの確約というか補償が 担保されているのでしょうか。
議長	・ 今の質問につきましては、進め方を決めさせていただいてから、意見をいただきたいと思います。
田島委員	・まず、造るということは市のほうも議会も我々もこれは皆さん賛成な訳なのですね。書類を見させていただいて賛成は結構ですが、例えば、土地利用で何階まで建てられるのか、地下は平気なのか、その辺は明確にしてあるのか、何平米はどのようにしてどういう計算で出てきたかなどそういうことではなくて、この部分に建つ庁舎がどこまで活用して、どこまで削って、どこまで機能的にできるのかというところを考えていかないと、ここで緑化がどうだなどと議論しても、それが建てられるのではないかとの想定で進めても、例えば5階建てまでは平気、3階建てまでは平気などとなったときに議論が変わってしまう。この土地に対して、何平米の何階建てまで建てていいのかというものが出るのか、出ないのかその辺を事務局は把握しておりますか。
議長	・今のご意見はこの計画を進めるにあたり、大きな制限があるのだから進めるにあたり確認しておく必要があるということでよろしいですね。後ほど確認させていただくこととしまして、まずこの会議の進め方について確認をさせていただきます。今回、諮問をいただいたのですが、いつまでに答申をまとめなくてはいけないのでしょうか。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
吉野課長	・庁舎を建設する場合にいくつかのハードルがございます。一番初めのハードルは基本構想でございます。基本構想につきましては、答申をいただいており、それを受けまして、今基本計画を作っているさなかでございます。この基本計画につきましては、平成20年度の事業ですので、基本的には3月半ばまでにまとめて、この基本計画を作っていき、そのあと基本設計、実施設計と進み、ある程度進みますと、どのようなものを造るのかが分かってまいります。それを作るための仕様書の上限部分、あるいはこのようなものを作って欲しいというようなものを示したのがこの基本計画となります。 ・ここでお示ししている8,500㎡程度というのは上限を示しておりまして、これ以上大きなものを造るということはありえないとし、これを基にプロポーザルを行ったときに、これが7,500㎡になるかもしれません。金額ももっと落ちるかもしれません。金額ももっと落ちるかもしれません。
黒葛原委員	・基本図を作る前の段階を今議論しろと言われていて、この土地に対してこの規模のものが建つとか、4階建てを建てていいのか5階建てを建てていいのか、それは役所のほうとして把握をしているのですか。
事務局(福島)	・土地利用に関する規制についてですが、現在地の用途地域は 第2種中高層住居専用地域が指定されております。用途地域 上の規制としまして、庁舎に関しましては、1,500㎡以下かつ 2階建て以下の規模でないと建てられないとされておりま す。実際に、現状の規模でもそれを超えておりまして、過去 の建設において、建築基準法のただし書きの許可などを使っ て増築等が行われている経緯がございます。文化センターに 関しましても、ホールがあることから用途上の規制が入って おり、建築基準法のただし書きの許可を経て建てられている 経緯がございます。 庁舎が現在、建替えが必要な状況になっているということ で、県及び国に対して相談を行っております。その中で、3 つの手法について検討を行っております。ひとつは用途地域

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	自体を変えてしまう方法、ふたつめとして建築基準法48条のただし書きの許可を得る方法、もうひとつが今検討をしている特別用途地区の指定を受けるという方法でございます。特別用途地区というのは、一定の区域を定めその区域内において制限の緩和を行ったりするもので、都市計画法上の手続きと建築基準法上の手続きを併せて行う必要があります。建築基準法の手続きの中で、建築条例を定めることとされており、その中で建物の規模などの制限を行うということとしております。建築条例の手続きに関しましては、国の同意が必要となることから、条例のたたき台を作成し、現在、相談を実施しているところでございます。この中では、当初検討を進めておりました10,000㎡、6階建てという想定により相談を行っており、おおむねの了解を得ております。来年度以降、図面等を作成し詳細については詰めていくこととしております。
黒葛原委員	 今のお話では、10,000㎡で6階建てまでは建つという認識でよろしいのですね。それ以下であれば、建てられますよということでよろしいですか。 また、この計画案のうちC案について、道路の反対側の住民に対して了解が取れているのか。
事務局(福島)	・ 了解という点ではまだ取れていませんが、市民の方に対しま しては、今年の8月から周知を始めている状況でもあります。
議長	・ 具体的な検討につきましては、後ほどご質問をいただくこととしまして、今はこの委員会の進め方につきまして意見をいただきたいと思います。 先ほど私のほうでいつまでにとお聞きしましたのは、年度内に基本計画をまとめたいという事務局の意向もありまして、お聞きしたところです。このことから、この委員会の答申に関しましては、相当早い段階で出さないと間に合わないのではないかというところです。そうしますと、この委員会で議論する場がそれほどもてないのかということです。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	年度内にまとめるということであると、逆算でこれに合う 形でいかないといけないので、我々として特に気になる部分 につきまして、それぞれ議論を行いまして、それを答申にす ると言う方法もあるかと思います。 事務局としては、答申はいつ頃までと考えておりますか。 併せて、そうした場合この委員会をあと何回くらい予定し ているのか確認をさせていただきたい。
矢部委員	・その前にこの委員会について、始まる前にこの委員会の意味というか責任と何を決められる委員会なのかのジャッジメントが何もないのですが、出された資料に対して意見を聞いて、その確認をとっていくという会なのか、ここで宿題を与えられて提案を提示してフィードバックをしていくという会なのかということが、いきなり始まって視察に行ってというそういうことなので、その部分が少し見えないのです。何を話すべきなのか、先ほどの方の話にもあったように、4階建てがありきということですと、これは何か設計と施工が一体で物が動いているようにしか考えられないのです。私が今までやってきた経緯としては、やはり設計というのはこの建物に対して、それからこの北本市とめて、設計者の認識というものだまではなくて未来をどう案内していく設計者であるのがまではなくて未来をどう案内していく設計者であるのか、そのエネルギーに向かっていく設計者がどうかとういうことが重要なキーワードなのです。かつての経験地、それからバブル期に造ったものをレシピにしながら、その失敗をしないようにしていこうとしても、その失敗をしないようには何をするべきなのか、そのことを比較するはかりになるものがないわけです。失敗しないようにときっているだけであって、それに変わる何か議論の元になるものがないわけです。失敗しないようにとっているだけであって、それに変わる何か議論の元になるものがないわけです。大敗しないようにと言っているだけであって、それに変わる何か議論の元になるものがないわけです。大敗しないよりになりかねないのではないかと思うのです。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	・私がお答えするものでもないのかもしれませんが、この建設委員会に関しましては、市の執行機関の付属機関に関する条例により設置されているものです。その条例の中で北本市庁舎建設委員会に関しましては、市長の諮問に応じ庁舎の建設に関することについて、必要な事項を調査、審議するとされております。今回いただきました諮問によりますと、庁舎建設基本計画に関してをふまえて、庁舎建設基本計画(案)に対して審議するとされております。ご意見の中でどこまで権限があるのかとありましたが、この委員会の能力によって、どこまで市長の諮問に対して答えられるのかというところだと思います。ここまでのものをやらなくてはいけない、これ以下であってはいけないというものは特段無いのかなと思います。この委員会の意見を尊重していただけると思いますが、計画策定の決定権は持っていないということです。
原田委員	・ 平成19年3月に、庁舎建設委員会により答申を出しているわけです。そのときに、いつまでにと期限を設けて、早く建てる必要があるとしているのです。今の委員会につきましては、それをより具体的にして、どういう形のものを造るというのを検討する役割があると私は思っています。
議長	一般的にはそういう形であると思います。事務局のほうでど う考えているかお答えいただきたいと思います。
吉野課長	・いつまでにというお話でございますが、基本計画に関しましては、20年度の事業でありますので、基本的には3月末までにお願いしたいと考えております。
議長	・ということですと、この諮問を受けて答申を検討する間が取 れないと思いますが、一応年度内ということで答申をすれば よいということですね。
黒葛原委員	3月末までこの内容について検討して案を出しなさいというのはあまりにも短すぎるのではないかと思います。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
吉野課長	・ 規模などの細かい部分につきましては、この先の基本設計に おきましても検討を行う予定でございます。
議長	それでは、ここでいったん休憩といたします。
	一 休憩—
議長	・これより委員会を再開いたします。これまでの意見について 事務局よりお願いします。
吉野課長	・現在の段階は、今まで一からたたき上げてきたものが、ここでようやく基本計画の案としてまとまったということがひとつの基本的な考え方であります。基本計画に関しましては、先ほど仕様書という言葉を申し上げましたが、これから基本設計に向かうにあたりまして、業者の選定におけるプロポーザルについてこういう考え方で進めていくということの仕様書となるものでございます。従いまして、今この場でゼロにするということも言えるのですが、今まで積み上げてきた結果がここにたたき台としてまとまりましたので、今年はこの基本計画案についてのご意見を伺って、基本計画を取りまとめ、今後の基本設計などにおきましても、再度、同じようにご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。
議長	事務局の方はそのような段取りで進めるということでよろしいのですね。
現王園委員	・ 諮問自体は何を求めて、どの程度まで要求されているのです か。日にちがないのに、我々がどこまでまとめてよいのかわ からないと議論に入れないのではないでしょうか。最低、こ
議長	こまでは決めてほしいというところを示してください。 ・ この委員会に関しましては、たたき台に対して意見を申し述べて、それをどう斟酌するかは、執行部のほうにお任せする

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	という立場でよいかと思っています。ただ、できるだけ取り 入れていただくという努力はしてもらうということではない でしょうか。
黒葛原委員	・それだとこの委員会が何のために集まったのか分からないのではないのか。意見が述べられるとのことだが、これ以上の基本計画が出なかったら別だが、この会の中でこれ以上の基本計画が出るようであれば出してくださいというのがこの会の趣旨ではないのですか。もし意見が出た時に、それを反映させてもらわないとやる意味が全然ないと思うのです。意見だけはお互いに言って、後はお任せというのではないと思うのです。
議長	・ もちろん、答申というのは尊重されるべきであるし、いまま でも尊重されていると思います。ただ、議会の議決事項とは 違いますので拘束力はないと御理解いただきたい。
勝委員	・今日いただいた諮問書によりますと、平成19年3月に貴委員会より庁舎建設計画の再見直しとして云々とありますが、この諮問では引き続き議論をしているような考え方です。でも私どものメンバーとしては、まったく新たに募集をかけるなどをして新しい委員会ができているのです。第1回目のときの行政からの説明は、そういったことをはっきりとは言わずに、いわゆる庁舎建設基本構想の答申があったので、それを踏まえて、ここで基本計画をやってほしいのか、私はその時に、ここでは、建設ありきでの議論ですかと質問したのですが、そうではなく、どんな議論でもかまいませんから意見をだしてくださいと、そういう行政のほうの意見だったと思うのです。それを踏まえてこの間の会議では、三つの案について検討しなさいという結論が出たと思います。ひとつは全面建替えの案、もうひとつは一部建替え増築して既存を改修していくような案、もうひとつが既存の庁舎を耐震補強と改修だけをするとの三つの方法があると、第1回目の会議の結論として検討をしていきましょうとしてまとめられたと思います。で

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	すから、今回の会議ではこの三つの案に対して、何らかのものが出てくると思ったのですが、基本的には、全面建替えが検討されていて、付け足しのように39ページの事業費縮減の検討ということで、残りの二つの案についても言ってもいいですよと書いてあるだけで、建替えの検討に相当するような具体的な提案が今回されていないのです。そこのところに、今回のこの建設委員会が何なのかという疑問がわいてくるのです。そういう意味で行政のほうとして、第1回を抜きとしても実は建替えのほうが前提で、提案したものだけを議論してくださいというのが本音のように思われます。そこのところを確認させていただいて、委員の皆がそれでいいということでまとまれば、この案を検討するということでいいのかなという思いがあります。
議長	 ・冒頭にそれを確認させていただければよかったのですが、皆様からそのような意見が出ると思い、意見いただいたところです。 答申を年度内に実施することとして、委員会はこのあとどのくらい予定されておりますか。
事務局(福島)	・皆様が全体として集まれるのはあと1、2回かと思います。なお、疑問の点等があるようであれば、個別の対応もしたいと考えております。
矢部委員	・ 今日決めることという議題がないから、なかなか進まないのではないか。決めるべきことは示していただかないと、個人の疑問符に対して、完全なプロフェッショナルがいない状態で、また、架空論で話していても結論は出ないと思います。それよりも、建替えをするのかとか、この委員会でこの段階まで決めなくてはいけないということを最初に言われていないので、決めることが見えていないということになっている気がします。
田島委員	・ 建てるということは決まっていて、それに向かって検討して いくという委員会なのだから、建てるという話で進めていか

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ないと検討にならないと思います。議長と事務局できちんと 話をしておいて欲しいです。
議長	・何を議論しなくてはいけないのかはないと思います。ただ、ここで出された案について、この部分についてこうしなくてはいけないとか、満遍なく検討しなくてはいけないなど、そういうものはこの委員会に任されているのだと理解しています。ですから、初めから丹念に進めなさいよとのことであれば、十分に時間をとらなければなりませんし、あるいは委員会があと1回しかないのであれば、この委員会の中でできることをやるというやり方もあるかと思います。
工藤委員	・私は今回の説明をいただいて、ある程度の理解をしておりますが、今回の委員の方々はかなりの方が新たな委員となっております。新しく委員となられた方々は、この委員会に対して何らかの思いや意見が次の段階に、何らかの形で積み上げられて具現化していくものだとそのような期待値みたいなものがあって、いらしているのだと思います。始めてきた方は、少なくとも2周目のバトンをもらって、少なくともきちんと走れるのだと思っているのです。バトンをもらって第1コーと回ったらそこがゴールでしたという話ではなく、もっといろんな意見が言えるのではと思っており、その辺のことをもう少し斟酌してあげないと、実際にこの計画書が後でまといわれるのは良く分かるのですが、実際にここで市民合意形成が図れたと、そして、事業費も確定しているのですという、この2つの大原則が答申の中に盛られてしまえば、この後の段階ではテクニカルの問題で、あそこの窓は表に出すとか引っ込めるとかの話にならざる得ないことを経験の中でわかってらっしゃるから、この基本計画に対して、もう少し意見を言わせていただきたいということがあるのだと思います。
黒葛原委員	工藤さんのおっしゃるとおりです。私が応募したのは、庁舎 についてはもう固まっていて動くだろうと思っていたので

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	す。それが、去年の8月に広報に応募が出たので、これからまたやるんだなと思ったのが事実なのです。それなりの思いがあるから参加した訳なのに、それが今みたいに、これが固まっているからこのままでいいのだよとしてしまうと、ある程度これに沿って出して設計してください、たたき台を出してくださいとして、一回それを出してしまうとそれから先はそんなにいじれないのです。スパンから何から要件を入れて出すわけですから、変えていいというのであれば、私たちが委嘱されている1年半の間に意見を言えるけれども、それがそんなに簡単にはいかないのです。よほど、皆様からの強い意見が出れば変更せざるを得ないと思います。ですからそう行く前に、この案がけして悪いとは言いませんが、お金がないなかで、建設地の場所だとか、規模だとかそういうものだけでも検討して、さっき言ったように、5,700㎡で使えていた建物をいきなり8,500㎡に大きくする必要がどこにあるのかということとか、他の市役所とか基準の面積がどうとかの話もありますが、地域の実情によって違うわけですから、北本市がいままでそれでやれてきたのであれば、その面積でやれとは言わないけれども、将来のことを考えてもう少し小さくするなど、そういうことを議論するのではないかと思って、参加したわけです。あと1回か2回集まって話をしても、そこからそういう具体的な話など出ないと考えます。
黒葛原委員	時間がないのであれば、もう少しこういう場を持って、回数を詰めて行ってこの委員会としての考え方はこうですよというものがないと、何のために委員会をやっているのかということになってしまう気がするのです。
矢部委員	 こないだ上里とか本庄に行った時に、委員会のすべての方が 行ったわけではないですけれども、行ったことがなんなのか 結論もないし、レポートとして出されるわけでもないので、 少なくとも共通認識を持って、あれは見習ってはいけないサンプルなのか、おぼろげだけどもトップライトは少なくしま しょう、入口の大きな吹き抜けはやめましょうということな

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	のか、何か帰ってきた後、こういう委員会での進め方の中で
	なにを決めればいいのかということよりは、どういう共通認
	識を委員会で持っていけたらいいのかということが非常に大
	事なことなのではないかと思うのです。
	例えば、住宅を設計することと非常に似ていて、コストダウ
	ンをしなくてはいけないという中でも、どういう暮らし方を
	どんな風に望んでいるのか、千差万別いろいろあるわけです。
	でもそれがこの委員会では、セグメントされた人数ですので、
	こんな感じではというニュアンスで受けていかないと、4階建
	てで、8,500㎡という大きなものでいわれても、こないだ見た
	ものの対極的なところにあるものは何なのか、人をもっと受
	け入れやすい庁舎としてはどういうものがあるんだとかいう
	ことをもっと意見交換して、ファイリングされていったほう
	がこの委員会で建築とヒューマニティーとは何かということ
	をもっと例として聞かせてもらうほうが、なんとなくでも輪
	郭が見えるのではないかと思います。
	 例えば、ひとつの例ですけど、建築家でも安藤忠雄さんの
	ようにコンクリート打ちっぱなしのようにできます。そうい
	うものが賞をとることもあるし、宮代町の竜宮城といわれた
	木造建築の小学校とか、ああいうものを非常にヒューマンに
	造っていく価値の見方というのがどこを見ても反応できませ
	ん。だから、そういうワークショップの例とか基本計画のプ
	ランニングという何かおぼろげに見えてしまうと、ここでワ
	ークショップを行ったり、プロポーザル方式をやってもかな
	り輪郭が見えてしまう状態で渡してしまうように見えないか
	ということを感じるのです。特に、設計者というのは非常に
	経験値とか設計手法とか、今までやってきたことを重要にしていて、12は、100kg 15でというによるには 150kg 15 できる
	ていて、ノミネートのときに大手などだとそれが見えてしま
	うのです。そういうところは、あまり個人のやり取りやワー
	クショップなどではなく、本当に効率でどんどん行ってしま
	う、それを論破できるほどの知識がないので、スライドでも なりでもこれいだのも思のようなものがじりじり出て、コン
	なんでもこないだの上里のようなものがどんどん出て、コンパクリストスノギャンといる知度しかできなくなってしまっ
	パクトにしてくださいという程度しかできなくなってしまって、スカがま民総論で作り上げたものですかと言われたよき
	て、それが市民総論で作り上げたものですかと言われたとき

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	に何も返せないと思います。ですから、あのときに質問した のですけど、庁舎の中に非常に高価な椅子があって、これを 選ぶのは誰なのですかと聞いたときに、設計者を選んだとき にこのことをノーと言えない状況になってしまうのではない か。そういう備品に関しても設計の中に全部含まれてしまっ ていると非常に危険なのではないかと思います。小さなこと ですけど、要するにもう戻れないから、この経験に関して否 定できる委員会なのかということも今後進めていく段階で気 になったことです。
勝委員	・矢部さんの言わんとすることは、私たちが委員に選ばれて、 そして庁舎のひとつの案を作るのに際しては、いったん答申 をして離れてしまうと、なかなか意見を言えなくなってしま う。だから、その前に、そういうことを踏まえて、よく議論 をして業者に発注してほしいと、そういう思いを言われたの だと思います。だけど、今の進め方では、そういう思いも反 映できないようで、それが残念だと言っているのです。そう いうことであれば、行政のほうでもう少し時間をとって、こ の委員会としての意見をもっと入れてくださいというのか、 どうしても、市制40周年を踏まえて逆算でやっていかなけれ ばならないので、3月までには出してほしいなど、その辺のニ ュアンスを出してほしい。こういう考えであると思うのです。
田島委員	・ 建てるということが決まっていて、私たちのほうでいろいろ 意見が言えるのかというのが矢部さんの意見だと思います。 それは、皆は一緒だと思うのです。今、ここまで煮詰めたの だから、次回どうやって行こうというのをはっきりさせない と終わらないと思います。
議長勝委員	・ 次回で終わりなのか、まだ続くのかというところを承知して おかないと進められません。そのため、今後これからどうや っていくのかを決めていきたいと思います。・ 今日は委員として、副市長や教育長も出席されておりますの
	で、この辺の見解について意見を伺いたい。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山畠委員	・大変有益な御意見をいろいろいただいております。3月まで事務局がという話は外に向かって、3月まで基本計画を作ると言っておりますので、あくまで事務局の説明の中でやりますといわざるを得ない。ただ、今までの議論をお聞きしておりますと、あと数回で終わるかというところは疑問がございます。今この段階でずっと先まで延ばしていいのかということは、なかなか申し上げることはできませんので、なるべく、今日のお話もお聞きしまして濃密な議論をしていただきたい。もし何か必要があるのであれば、多数やらなくてはいけない、時間をかけなくてはいけないそういうことであれば、私がここでやらなくてはいけないとかやりますとは言えませんが、いろいろな方にご理解をいただいて、この先も続けるということもないことはない。ただ、それをいまやっていいとは言えませんので、事務局の答弁のとおり、濃密な議論を是非1、2回、3月まで開催するということで足りないのであれば、提案がありましたように別にその会合をこういった時間ではなく、別の時間になったり夜になったりするかもしれませんが委員会の総意であれば是非ご意見をまとめさせていただいて、基本計画として出来上がるのであれば、市としては次のステップへ進めるとそういった考えであります。
小尾委員	・前に事務局に提示した今後のスケジュールについて、1月に基本計画の素案が提示されると、そして、市民の方からもパブリックコメントとして意見をいただきますとしております。その後、庁舎建設委員会を随時開くとしておりまして、今日はその基本計画の素案が提示されたわけですから、いきなり意見等を出すことは難しいと思いますので、今日はご質問等をいただいて、お持ち帰りいただいて、今後、2月にまた委員会を随時開いてご意見をお出しいただいて、基本計画の案を修正案としていく、ということが示されたスケジュールだったのかと思います。まとまるかまとまらないかというところで事務局が答えたのは、今年度事業だから年度末でまとめるということでお答えしたところだと思います。今年度中にま

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	とめるように努力して、まとまらない場合はそれでもやむを 得ないのではないかと思います。 現在、パブリックコメントも行っておりますのでその間に 多くの市民の方からも意見を寄せられるのではないかと思い ますけども、その意見につきましてもこの基本計画の提言に できるだけ盛り込んでいかなければいけないのかなと思いま す。
議長	・ただいま、委員として副市長さん教育長さんからご意見をいただきました。 実は、この方法につきましては、いろいろな方法が考えられると思います。最初の事務局の案ですと、パブリックコメントが終わった頃に委員会を開いて、それらを踏まえて答申に持っていくとそんな案が提示されました。また、途中で委員会を開いてくれることがお願いできないか、かつ、委員会の任期がまだでございますので、いろいろ意見がありましたら、3月の基本計画への答申につきましては、中間報告ということとさせていただくということができないでしょうか。その様な考え方はどうでしょうか。
染谷委員	パブリックコメントというものはどういったものなのですか。
事務局(福島)	・本日、委員会へお示しさせていただいた基本計画(案)につきまして、市民の方にも同じ情報をお出しします。そして、 そのことについて、市民の方から広く意見を募集するという 期間を設け、それらの意見につきましても、基本計画の中に 反映させていきたいというものがパブリック・コメントでご ざいます。
勝委員	・私は第2回の会議の際に、3つの案に対して検討しましょうと申し上げまして、ひとつはできておりますので、残りの2つの案に対して行政が示して、具体的に議論をしていくという必要性があると思います。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	その部分も当然議論の対象となると思います。限られた時間の中ですが対応していかなくてはならない部分だと思います。
谷澤部長	・長時間にわたりご議論をいただいてありがとうございます。 先ほど、事務局のほうから5回目の会議は2月の下旬頃を予定 していると説明させていただきました。今までのお話を聞い ておりますと、委員会の任務とそういうところからの議論も あったと思います。この次の会議の間にもう一回くらい会議 を設けさせていただいて、それまでに今日いろいろご指摘を いただいた事項について整理をさせていただきお答えする方 法もあるかなと思います。
谷澤部長	・庁舎建設基本計画の案につきましてでございますが、平成4年からの懸案のものとなっております。そのような中で平成17年度に庁舎の建設に向けて再度課題の整理の検討開始ということで、検討を進めてまいりました。その結果が、この庁舎建設基本計画の案でございます。したがいまして、この基本計画の案を委員会の方へお示しをいたしましたので、よくご覧になっていただいてその上で、この計画の中に盛り込むべき事項や修正を加えるべき事項、あるいは削除するべき事項、いろいろご意見もあると思いますので、ご議論をいただきまして、できればこの基本計画を今年度中に策定したいという事務局の願いでございますので、この次の会議には回答をお示しして議論をしていただけるのではないかと思います。今日ご指摘をいただいた事項につきましても調査をしなくてはいけない部分もございますので、この次までの課題といたしまして、持越しをさせていただきたいと思っております。大変お忙しい中ですが、事務局の気持ちとして御理解いただきたいと思います。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	・ただいま、事務局より説明があったなかで、次の会議までに もう1回行うこととして、答申を確認する会議として全部で3 回の会議を行うことは可能でしょうか。
谷澤部長	・3月末までに、答申をいただけるということで作業を進めていきたいと思います。ですから、その間どのようにとりまとめるか、答申案を作るまでの議論につきましては、委員会の中で決めることになると思いますが、事務手続きに関しましては、この後、委員長と話し合って決めさせていただきたいと思います。
議長	この委員会で何を検討するのかという意見について、説明された内容でご理解いただいたということでよろしいでしょうか。
勝委員	・ということは、あくまでも全面建替えが案だと、3つの案の検 討につきましては、検討しないということになるのですか。
吉野課長	・この記述の中で全面建替えということが、かなりのウエイトを占めているということでございますので、一部建替えあるいは既存の活用の方法についても検討し、記述するようにしていきたいと考えております。
議長	この委員会での検討にしうるということでよろしいですね。
黒葛原委員	そこまで大きくなると、この委員会でこの日にちでそこまで 議論するという内容ではなくなってしまうのではないです か。
議長	・いろいろな方法があるかと思いますが、私たちは詳細設計を するわけではないので、方法とか方針をお示しできればよろ しいのかと思います。確かに、時間も多く必要となると思い ますし、そこまでのレベルがわれわれにあるかというところ もございますので、ある程度限られた情報の中でそれを進め

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	ていくということではないかと考えます。委員会としては予定している流れを踏まえて、検討していくということでよろしいのかと思います。何課が何㎡で、この課がどことかそういう細かい部分までは検討対象ではないと思いますし、そういったことを踏まえて、この会議に望んでいただければそれなりのまとめが可能かと思います。
勝委員	・結局、今日いただいた資料の中でA、B、C案として比較表が ございますが、このような形で3つの案に関しても、具体的な 面積までは検討できなくても大まかな用途など検討していた だいて、できれば星取表のようなものができれば、ある程度 基本計画としての意見はまとまりそうな感じはしますね。
議長	・このあと実質的な審議の機会を2回設けることができるということですので、基本的にはこの基本計画が章立てになっておりますので、1回目には1章から3章まで2回目は4章から7章までという風に区切って次回の会議で検討していくという形にご理解いただきたい。
議長	その場で事務局に伺いたいとか、まとまった意見等がございましたら、事前に申し出ていただき会議の資料として提供してもらうなどとしたいと思います。
事務局(福島)	・ 次回の日程等につきましては、後日またご連絡いたします。
議長	・ それでは、議題2その他に移りたいと思います。
	① 市議会特別委員会委員長中間報告について
吉野課長	一資料に基づき、説明一
現王園副委 員長	・ 市議会による庁舎建設特別委員会では、12月議会で中間報告を実施しておりますが、早速、基本計画案の38ページに市

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	民意見の反映ということで、殆ど反映されております。特別委員会としては、保育所の併設についてはだめだというところでして、それを盛り込んだところが中間報告では一番主なところだったのです。それと、建替えを前提とする建設地は現在地とするというところが委員の皆さんが了解したところでございます。後は、今後検討する項目として6項目挙げております。それにつきましては、今後も特別委員会としても検討してまいりたいとしております。
	②市の財政状況について
吉野課長	一資料に基づき、説明一
	③合併後の庁舎の利用状況について
吉野課長	一資料に基づき、説明一
議長	これらのことについて、何かご質問はございますか。
勝委員	 ・予算状況からもわかりやすく説明していただきましたが、ひとつ気がかりなのは、行政の情報をいかに分かりやすく公表して、情報を共有するかというところが重要なのですけども、ここで一番大切なのは、いわゆる予算編成をするときに帳尻が合ってこうなっていますが、歳入に対して歳出の各課から上がってくるといろいろな事業がある中で、どういう事業が出てそれを歳入に併せるとこういう風になりましたというところを市民に示していかないと、市民はこれを見てこれは市の財政は平気なのだなと思うのではないでしょうか。例えば文化センターの吹き付けであるとか、道路の工事であるとかいろいろなものが取りやめになっていると思うのです。そのことを市民に情報公開すべき、そういう財政の公開をこれからはしていくべきなのだと思います。 ・ 庁舎建設委員会でそこまで立ち入るのは、少し間口を広げすぎなのかなとも思うのです。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
勝委員	・ 私が先ほどから言っているとおり維持管理というのは、次年度から経常経費として上がってくるわけです。そこのところの市財政の厳しさというようなものを、建設委員会としても把握しておくことが庁舎を検討してくうえで、要するにいかに庁舎の維持管理費を安くおさえるという工夫をすることが非常に重要だという意味で申し上げているのです。細かいことはこの委員会の中ではいいですが、ただ、そういう厳しさがあるということを、行政からの情報として出すべきであると思うのです。
議長	・ 計画を立てる際には、予算のことは非常に重要だと思います ので、ここに出ている計画だけではなくて、もう少し内容に 立ち入った部分があるとよりわかりやすいということもある と思います。それは、今後の委員会の中で事務局からの説明 の中で伺いたいと思います。
議長	その他にご意見ございますか。
福島委員	・財政状況の報告を伺いましたが、造るときには一番安めなもので仮に建設をした時に、例えば経常支出比率の変化だとか、借金の変化だとかシミュレーションして示しているものがあるりますか。25億基金があるからいいですが、6億の不足分を借りたときにどう影響があるのだろうかというものを示していただきたい。
議長	・ このことについては、次回の委員会のときに事務局より報告をいただくということでよろしいですか。
福島委員	・ 公債費比率とまでは言わないが、一応100年に一度の経済が弱体化している状況であり、歳入もこれから減ってくる中で、 その6億の部分がこれからどう影響してくるのか。その辺に

会議記録(3)

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	ついてお示ししていただきたい。
議長	・他にご意見がなければこの会議につきましては、これで終了 とさせていただきたいと思います。あと実質的に2回会議の 場をもてますので、できるだけ準備をして効率よく実りある 会議としたいと思います。よろしくお願いします。
現王園副委	一副会長あいさつ―
員長	6 閉会
	·
	・打掛し、この担告なさら打士スためことに翌夕士ス

議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

平成2/年2月2/日 議長 上 八 八 大

北本市庁舎建設基本計画(案)

北 本 市

平成21年1月

目次

はじめ		
第1章	計画の前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-1	新市庁舎建設の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2	これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1-3	現庁舎の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1-4	市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2章	整備の方向性の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2-1	庁舎建設基本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2-2		12
2-3		14
	がには、日の地域を開められた。	, –
第3章	新庁舎の規模の検討 ・・・・・・・・・・・・・・	22
3-1	規模設定の前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3-2	施設規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第4章	配置計画等の検討・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4-1	土地利用計画の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4-2		29
4-3		33
4-4		34
		•
第5章	事業費及び財源の検討 ・・・・・・・・・・・・・・	35
5-1	建設費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
5-2	財源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
5-3	維持管理費等の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第6章	市民意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
		38
	事業費縮減の検討・・・・・・・・・・・・・	39
第7章	今後の検討に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・	43
	ラ後のスケジュール · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43
	ラ後のスグシュール ・・・・・・・・・・・・・ 今後の課題、検討事項 ・・・・・・・・・・・・・・	43
$_{I}$ $ \angle$	フタツ味噌、快引争場・・・・・・・・・・・・・・・	44

第1章 計画の前提条件

1-1新市庁舎建設の目的

近年の庁舎建設では、庁舎を住民情報の管理、サービスの器から地域の活性化、行政の文化化、市民参加の促進を図る場としても考えられており、従来からの行政ゾーンと議会ゾーンに加え、市民サービスゾーンが重要な位置付けとなっている。

本市の現庁舎は、昭和38年に建設されて以来、増築等を重ねてきたが、施設の狭隘化、窓口業務の分散化を余儀なくされており、エレベーター等の設置もされておらず、市民サービスにも支障をきたしている。

また、近年の高度情報化対策、バリアフリー対策、地球環境問題、多様な市民ニーズに対する迅速な市民サービスの提供等を行うにも支障となってきている。さらには、公共施設の老朽化等が起因する大震災時における救済対策や防犯拠点施設としての機能の遅れが、その後の市民生活に多大な支障をきたしたことから、庁舎等に代表される公共建築物の耐震性を一層強化することが必要とされている。

したがって、これらの諸問題を解決するとともに、市の将来像である「緑に囲まれた健康な文化都市」を実現するための拠点として、「市民自治の拠点となる市民に親しまれ市民に開かれた庁舎とすること」、「将来的な市民サービスにも的確に対応できること」、「地球環境に配慮した庁舎とすること」、「周辺地域との調和を図りながら市の将来都市像を表現する庁舎とすること」を目標に新庁舎の建設に取組むものとする。

1-2 これまでの経緯

本市では、昭和59年に庁舎建設基金を設置して積立てを行うとともに、平成4年には、庁舎建設検討委員会を発足し、市制施行30周年となる平成13年の新庁舎完成を目指して検討を進め、平成10年12月には北本市庁舎建設基本計画を策定した。

しかし、バブル経済の崩壊を受けた長引く景気低迷や地価の下落などから市税収入が減少、財政状況が悪化する中で、土地区画整理事業の推進や既存の学校、保育所、公民館等の改修、圏央道の整備や新駅問題なども重なり、新庁舎建設に向けた方向が変化した。

特に平成12年3月の庁舎建設委員会の答申では、平成10年度に策定した 庁舎建設基本計画に対し、新庁舎建設に向けた課題が指摘され、平成13年2 月には「厳しい財政状況のなか、市民福祉の向上と義務教育施設等の整備など 新たな行政需要に対応するため、庁舎建設計画は当分の間延期する(目標年次 として市制施行40 周年となる平成2 3年度に完成予定)」との市長方針が 示された。

この市長方針に基づき、平成13年度には、新庁舎建設までの間(10年)、 現庁舎を使用することを前提に庁舎改修設計を実施し、平成15年度予算とし て3億4,226万円の改修工事費を計上したが、本市を取り巻く合併問題が 議論されていること、財政状況が厳しさを増す中での庁舎改修工事に着手する ことについて、再度慎重に検討が必要との判断から庁舎改修工事を凍結するこ ととなった。

その後、市議会や市民の中で現庁舎の課題等から新庁舎の建設の必要性を問う声もあることから、改めて庁舎建設委員会が設置され新庁舎建設に対する考え方の整理を行い、平成19年3月に「庁舎建設基本構想」として答申がされた。また、併せて、市議会の庁舎建設特別委員会においても、新庁舎については可及的速やかに建設することとして委員長報告がなされた。

新庁舎建設の検討経過

年度	取組み事項			
平成4年度	庁舎建設検討委員会を発足			
	・ 平成13年(市制30周年) 完成目指す。			
平成7年度	庁舎建設委員会を発足			
平成9年度	庁舎建設基本構想の策定			
	・ 庁舎建設委員会の基本構想に対する答申で「庁舎建設場所は現在			
	地」とされた。			
平成10年度	庁舎建設基本計画の策定			
	・ 規模10,000㎡、6階建			
	・ 建設費51億8,140万円			
	・ 建物工事費41億6,000万円			
平成11年度	財政難で庁舎建設が課題となる。			
	庁舎建設計画の見直し(庁舎建設委員会に諮問・答申)			
平成12年度	庁舎建物診断調査の実施			
	・ 第1・2庁舎の耐震性能が不足			
	・ 庁舎改修費9億5, 140万円			
	庁舎建設計画の見直し(庁舎建設検討委員会で検討着手)			
	庁舎建設延期表明			
平成13年度	庁舎建設計画の見直し検討報告			
	庁舎改修設計報告			
	・ 増築・改修工事費4億3,155万円			
	・ 第5庁舎 (676㎡) 等の建設			
	建設費1億2,264万円			
,	・ 改修工事(空調等)			
	2億4,731万円			
平成14年度	平成15年度予算に、3億4,226万円予算措置			
平成15年度	財政難で庁舎改修工事が課題となり、増築及び改修工			
	事等を凍結			
平成17年度	新庁舎建設に向けて再度、課題整理と検討を開始			
平成18年度	庁舎建設計画の再見直し(庁舎建設委員会へ諮問・答申)			
	庁舎建設基本構想の策定 (H19年3月)			
	・ 現庁舎の置かれている状況や課題、市のシンボルとしての役割、災			
	害時の復旧拠点としての機能などから、基本構想を具体化する基本			
	計画を策定し、早期に建設に取り組むことの提言がされる。			

	市議会庁舎建設特別委員会委員長報告(H19年3月)		
	・ 庁舎建設について、委員全員が賛成。可及的速やかに建設するとさ		
	れる。		
平成19年度	庁舎建設基本計画の策定に向けた取組み		
~20年度	・ 庁舎建設に関する市民説明会の実施		

1-3 現庁舎の概要

(1) 現庁舎の建設の経緯

現在に至る庁舎建設の歴史は、昭和34年の町制施行を契機に、行政の拠点施設として昭和38年に現在の第1庁舎を建設したのが始まりである。

昭和46年の市制施行を経て、人口増加等による行政需要の多様化に対応し、 効率的な事務の執行を図るため、同49年市役所敷地を拡張して第2庁舎を建 設した。

その後、昭和53年には会議室や倉庫等の不足解消のため第3庁舎を建設し、平成9年には隣接する民有地を借地して、第4庁舎を建設し現在に至っている。

□ 現庁舎の規模等

・ 位置:北本市本町1丁目111番地

· 都市計画:市街化区域 第二種中高層住居専用地域

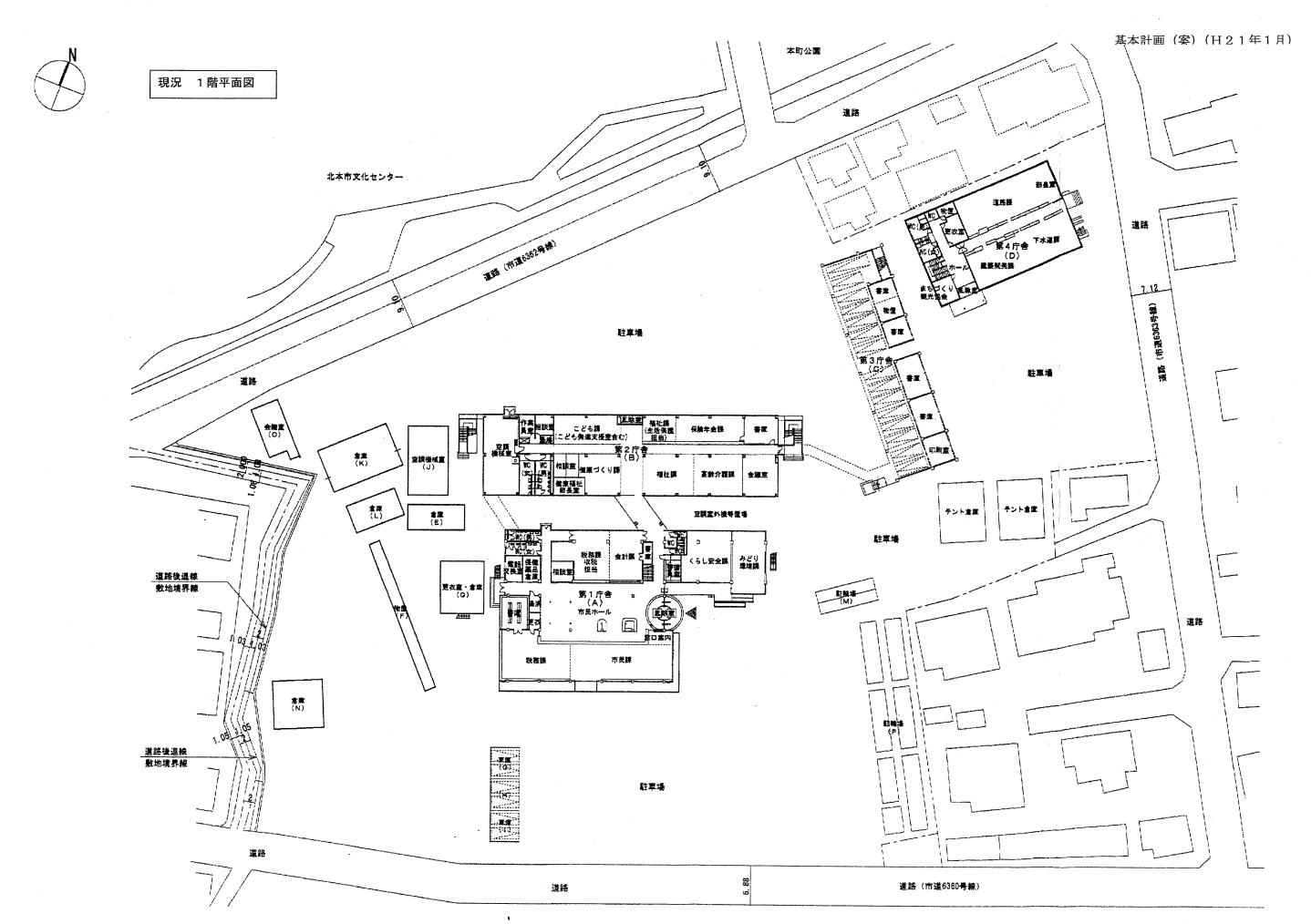
· 庁舎敷地面積:約14,000㎡ (第4庁舎借地面積を含む)

・ 既存庁舎建築面積:約3,720㎡

・ 既存庁舎延べ床面積:約5,725㎡ (付属棟含む)

〇广舎別床面積等

建物名称	床面積	建設年月	備考
第1庁舎	約1,393㎡	S38. 4	S 5 3. 9 增築
第2庁舎	約1,586㎡	S49. 3	
第3庁舎	約857㎡	S53. 9	
第4庁舎	約900㎡	Н 9. З	
その他付属棟	約989㎡		倉庫・自転車置き場等
合計	約5, 725㎡		



- 6 -

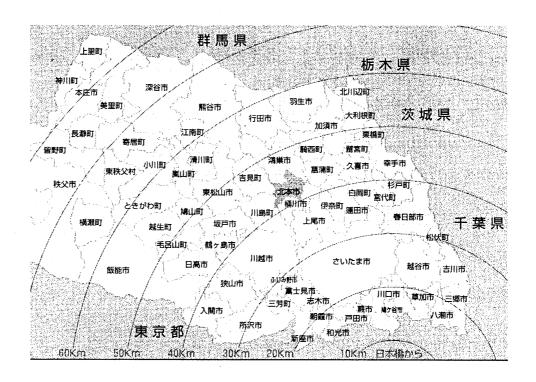
1-4 市の概要

(1) 北本市の位置

北本市は埼玉県の中央部に位置し、大宮台地上の平坦な地形上にあり、西側には荒川が流れ、北及び東には鴻巣市、南には桶川市、西には川島町及び吉見町に隣接している。

東北自動車道及び関越自動車道に挟まれた地域となっており、中央部をJR 高崎線、県道 164 号鴻巣桶川さいたま線及び国道17号線が南北に縦断しており、これらに沿って市街地が形成されており、都心まで45kmの圏内にある。

- 東経 139 度 32 分
- 北緯 36 度 01 分 25 秒
- 面積 19.84 k㎡
- 広ぼう 東西 5.8km、南北 5.3km
- 海抜 24.05m



(2)人口

①人口の推移

北本市の人口は 1985 年 (昭和 60 年) からの 10 年間で 12,400 人程度増加し、約 20%の増加傾向を見せた。

しかし、少子高齢化の進行により我が国の人口は減少傾向にあり、2030 年には 2005 年における人口の9割程度となるとの推計がなされている。(表 1.2.1 参照)

北本市においては2015年(平成27年)程度までは微増傾向にあるが、2025年程度から減少傾向に転ずると推測されている。(2007年(平成19年)1月時点:70,649人)

ただし、人口減少率は首都圏等へのアクセス等の要因から、全国平均よりも下回ると予測されている。

表 1.2.1 国・県・市の人口の推移の推計(国立社会保障・人口問題研究所より) (単位:千人)

	2005年	比率(%)	2010年	比率(%)	2015年	比率(%)	2020年	比率(%)	2025年	比率(%)	2030年	比率(%)
国	127,768	100.0	127,005	99.4	124,889	97.7	121,823	95.3	118,019	92.4	113,626	88.9
埼玉県	7,054	100.0	7,082	100.4	7,035	99.7	6,923	98.1	6,752	95,7	6,527	92.5
北本市	71.1	100.0	72.0	101.3	72.1	101,4	71.3	100.3	69.7	98.0	67.4	94.8

※比率は 2005 年を 100%とした場合の比率

図 1.2.1 国の人口の推移の推計

(単位:千人)

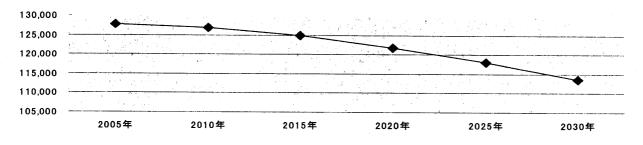


図 1.2.2 埼玉県の人口の推移の推計

(単位:千人)

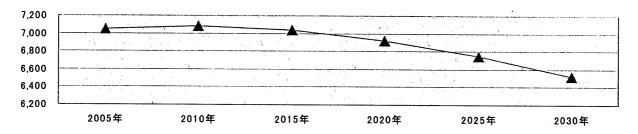
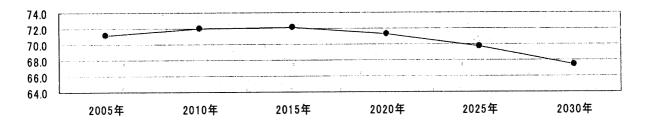


図 1.2.3 北本市の人口の推移の推計

(単位:千人)



②人口の構成

人口全体に占める15~64歳までの人口の比率は全国平均よりも若干高い値を示している。これは、緑豊かな居住環境にありながら首都圏等へのアクセスの容易さなどを反映し、1985年(昭和60年)程度から、子育て世代と言える若年層の新たな居住が比較的多かったためと推測される。

(表 1.2.2 参照)

表 1.2.2 国・県・市の年齢3区分別人口(2005年(平成17年)国勢調査報告より) (単位:人)

	国	左記比率(%)	埼玉県	左記比率(%)	北本市	左記比率(%)	備考
15歳未満	17,399,700	13.6	990,172	13.8	9,397	13.3	
15~64歳	83,372,800	65.3	4,902,202	68.3	48,302	68.2	
65歳以上	26,819,900	21.0	1,287,191	17.9	13,140	18.5	
計	127,756,000	100.0	7,179,565	100.0	70,839	100.0	

(3) 自然条件等

気温、降雨量、天候、風向等に関しては次表の通りである。

表 1.2.3 月別気温変動(2007年(平成 19年)埼玉県央広域消防本部データより)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
日平均(°C)	3.7	4.1	6.8	13.7	16.9	22.8	24.7	27.1	23.7	18.0	10.9	4.2	年平均	14.7
日最高(°C)	15.8	17.3	18.6	32.0	28.3	34.8	36.0	36.4	34.6	32.4	23.0	13.9	年最高	36.4
日最低(°C)	-5.3	-3.3	-2.1	1.4	8.7	14.5	17.8	20.4	16.2	8.7	0.3	-4.1	年最低	-5.3

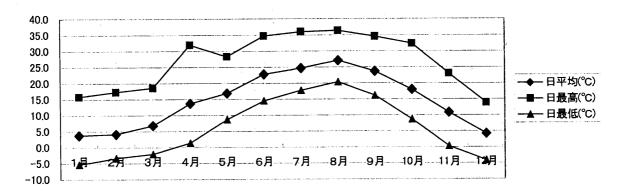


表 1.2.3 月別降雨量変動(2007年(平成 19年)埼玉県央広域消防本部データより)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
<u>降雨量(mm)</u>	81.5	52.0	47.5	57.5	48.0	68.5	237.0	220.5	88.0	137.0	30.0	1.5	年降雨量	1,069.0

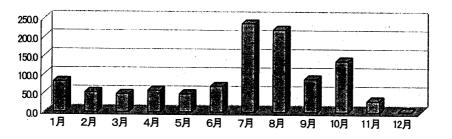


图 降雨量(mm)

表 1.2.4 天候別日数 (2007年 (平成 19年) 埼玉県央広域消防本部データより)

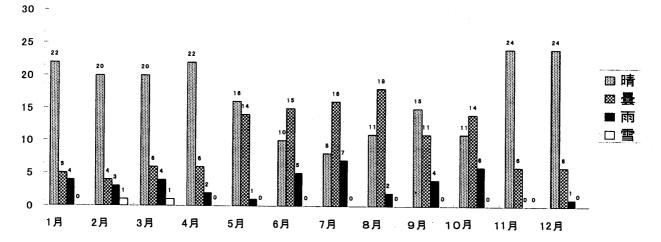
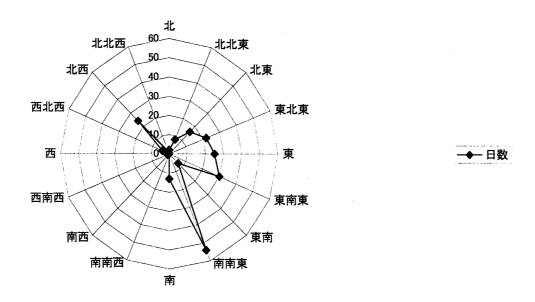


表 1.2.5 年間風向日数 (2007年 (平成 19年) 埼玉県央広域消防本部データより)

	北_	北北東	北東	東北東	東	東南東	東南	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
日数	2	8	16	22	25	30	7	54	13	0	0	1	0	4	24	2



冬期は北西から、夏期は南東~東方面からという関東平野における各都市と 同様の特徴を示している。

第2章 整備の方向性の検討

2-1 庁舎建設基本計画の位置付け

本基本計画においては、基本構想で示された新庁舎建設の方針や、考え方などを実現するため、新庁舎の具体的な機能や規模、事業費、事業手法、課題の解決方法等、基本設計に向けた諸条件の整理・検討を行うものとする。

◇基本計画の位置付け

基本構想(平成19年3月)

- · 方針
- 機能
- 建設場所
- 課題

等



基本計画

- ・ 機能・規模の考え方
- · 事業費·財源等の検討
- ・ 課題への対応
- 事業手法の検討
- 市民合意形成

2-2 基本的な考え方一「北本市庁舎建設基本構想」より抜粋一

平成19年3月に庁舎建設委員会より「庁舎建設基本構想」として答申がなされ、新庁舎建設の基本的な考え方が示された。

これらの事項を踏まえ、庁舎建設基本計画の検討を行う。

口庁舎建設基本構想(H19年3月)の概要

基本的な	1)行政・文化の拠点としての整備
考え方	2) 市民自治の拠点となる市民に親しまれ市民に開かれた庁舎
	3)防災の拠点としての庁舎
	4)将来的な市民サービスにも的確に対応できる庁舎
	5) 周辺地域との調和を図りながら市の将来都市像を表現する
	庁舎
建設場所	新庁舎は現在地に建設する。
新庁舎の機能	1) 建物本体に対する考え方
	① 市民ホール

協働の推進のための交流スペース、情報を共有するための行政情報コーナー、市民参加を考慮した展示ギャラリー等、多目的に利用できるオープンスペースとする。

② 行政部門

行政サービスを提供する場として、わかりやすさ、安全性、 利便性などを考慮し、単純明快なものとし、併せて高度情報化 に対応したものする。(窓口部門/一般事務部門/高度情報化 対策)

③ 議会部門

議会が市民の間接参加による政治を行う場であるため、その機能的独立性を確保するとともに、市民が身近に感じられる場としての機能をも有したものとする。(必要施設/設備・機能)

④ 管理・厚生部門

管理・厚生部門は、機能的に配置して、使い勝手のよいものとし、働きやすい職場スペースを確保する。(収納スペース/図書室/更衣室・給湯室・トイレ/福利厚生施設)

⑤ その他

- ・障害者・高齢者対策(ユニバーサルデザイン/バリアフリー対応)
- ・照明、空調設備
- ・ 省資源・省エネ対策
- 防災対策
- 日照・電波障害対策
- ・ 庁舎の文化化・国際化

2)外部空間に対する考え方

① 広場空間の確保

市民がイベントや屋外展示会等で集い、ふれあう場として、 可能な限り広いスペースを確保するとともに、文化センターと の一体的な利用を図る。

② 緑地の確保・美観

緑地スペースの確保に努め、桜や菊をはじめとして、四季を 通じて花や緑に親しめるよう配慮する。

③ 駐車場·駐輪場

駐車場は、来客用として100台程度、公用車用として5 0 台程度を確保する。なお、敷地の状況等から文化センターの駐

	車スペースとしての利用についても検討する。 また、自転車等の利用のため100台分の屋根つき駐輪場を確 保する。
新庁舎建設の 課題	 1)土地利用の課題 ・特別用途地区指定等に向けた検討 2)建設費の検討 ・庁舎建設基金・地方債活用の検討 3) PF の活用検討 ・従来手法や、PF 等を含めた事業手法の検討 4)行政・文化拠点の課題 ・本市の全体の中での拠点づくりの視点から庁舎建設を検討

2-3 新庁舎の施設整備の考え方

庁舎建設基本構想に掲げられている基本的な考え方や新庁舎の機能をもとに、 新庁舎における施設整備の検討を行う。

(1) 防災拠点としての庁舎

災害時には庁舎内に災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な収集把握、救援活動や復旧活動の的確な指令、関係機関との連絡調整などが行える防災拠点・災害復興拠点としての機能を持つものとする。

□ 具体的事項

- ① 建築
- ・ 構造に関しては、防災拠点施設として十分な耐震性能を確保する
- ・ 窓ガラス等の災害時の破片等落下防止措置の検討
- ・ 室内の機器・備品が地震の振動により転倒あるいは機能停止しないよう配慮 する
- ② 電気・機械・防災設備
- ・ 設備関連を一元管理する庁舎管理室等を設け防災機能の確保を図る
- ・ 消防法等に基づく必要設備の整備及び、災害時等を見据えた自家発電装置や 無停電電源装置等の設置の検討
- ③ スペースの確保
- ・ 緊急車両用スペースの確保
- ・ 災害時における飲料水等救援物資、土のう等災害対策物資の備蓄スペースの

検討

- ・ 災害対策の中枢機能と分離した場所に、各種支援活動を行う団体、NPO等 への対応ができるスペース(広場)等の確保
- ・ 緊急時に対応できる仮眠設備、スペース等の設置の検討

(2) 市民に開かれたわかりやすい庁舎

新庁舎は、行政の拠点としての役割に加え、市民に広く開かれ、市民と行政 との協働を具現化した構成とする。

- ・ 庁舎を訪れる人の目的に応じて、便利でわかりやすい施設配置や空間構成とする。
- ・ 市民の自主的、自発的な取組みの推進の場として、市民協働、市民交流、市 民活動のスペースを設ける。また、多目的に利用できるオープンスペースと しての市民ホールを設ける。
- ・ 情報公開機能の強化のため、情報コーナー等のスペースを設ける。
- ・ 様々な相談・手続き等に対応でき、できる限り用件ごとに別の窓口に出向く 必要がないようワンストップサービスの実現を図る。
- ・ 低層階は、窓口(総合窓口)、相談スペース、待合機能を充実し、窓口対応 が主となる執務部門を低層階に配置する。

□ 具体的事項

低層階に配置する部署等

- · 総合政策部 協働推進課
- · 総務部 税務課 市民課
- ・ 市民生活部 くらし安全課
- ・ 保健福祉部 福祉課 こども課 高齢介護課 保健年金課 健康づくり課
- 会計課
- · 教育部 学校教育課 生涯学習課
- ・ 市民ホール
- ※ 部門構成については、将来の予測が困難であるため、現時点での組織構成をもとに想定した。

■低層部分、上層部分に配置する部署の考え方

上層部分(3~4階):行政中枢機能や防災機能を担う部署。

一般利用の少ない部署や、安全やプライバシーの面から閉鎖的な執務環境が望ましい部署

低層部分(1~2階):市民利用が多い部署を集約的に配置。

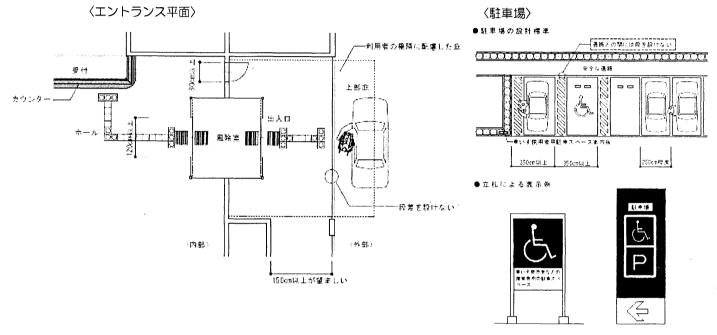
(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

新庁舎においては、「バリアフリー新法」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」等を遵守することはもとより、様々な人々の利用に配慮した「ユニバーサルデザイン」の推進を図る。

- 口 具体的事項
- ① 駐車場
- ・ 車椅子使用者の駐車スペースの確保とその位置への配慮
- ・ 車椅子中スペースのサインのわかりやすさ
- ② 敷地内通路
- ・ 段差のない設計
- ・ 視覚障害者誘導通路、スロープ等に自転車等が置かれないような配慮
- ・ 車椅子の動線と点字ブロックができるだけ干渉しないような設計
- ・ 閉庁時における動線の検討
- ③ 建物出入口
- わかりやすい配置
- ・ 自動扉に自動音声案内装置等の設置を検討
- ・ 手助けが必要な場合の呼び出し機器の設置の検討
- ・ 車椅子常設スペース、電動車椅子充電スペース等の設置の検討
- ④ 建物内部全般
- ・ わかりやすい案内板
- ・ 多国語対応の表示
- ・ 点字サインの設置
- ・ 車椅子利用者同士が往来できるゆとりある廊下等の設計
- ⑤ エレベーター

- ・ 車椅子利用者や視覚障害者対応の仕様
- ⑥ トイレ
- ・ オムツ替えやオストメイト等にも対応した多目的トイレの設置
- ・ 衛生器具の位置等を案内する点字表示の設置

図 2.2.1.1 国土交通省 バリアフリー新法 建築設計標準より



(4) 効率的で働きやすい庁舎機能

事務執務に効率的な空間とし、将来の組織機構の変化にも柔軟に対応できる働きやすい環境とする。

□ 具体的事項

- 1) 執務・会議室
- ① 執務室はオープンフロアを基本とし、業務の変化への対応や職員間のコミュニケーションが図りやすいよう配慮する。
- ② 執務室と廊下との間仕切りは、移動可能なローカウンターを基本とし、ゆとりある接客スペースを柔軟に確保する。
- ③ 執務室や、会議室は移動可能な間仕切りなどを活用し、フレキシブルな空間利用を図る。
- ④ 必要な収納スペース、書類保管庫等を適切に配置する。
- ⑤ 会議室は、庁舎内に共用会議室や打ち合わせスペースをバランスよく配置する。

⑥ IT化の対応として、LAN等の配線が容易なフリーアクセスフロアとする。

2) セキュリティ

- ① 庁舎内のゾーニングを明確にすることで、市民に開放されたスペースを確保する一方で、個人情報や行政情報の保護、夜間や休日等におけるセキュリティの確保を図る。
- ② 特に高いセキュリティが求められる室や範囲については、ICカード等による入出の管理を行う。
- ③ 防犯カメラ等の設置による、犯罪の抑止、業務時間外の警備体制の補完を図る。

3) 福利厚生施設の設置

- ① 職員のための休憩スペースをバランスよく配置し、すべての職位の利用に配慮する。
- ② 職員の健康管理等の観点から、保健・相談・救護機能を設置する。

(5) 市民に開かれた議会機能

議会が市民の間接参加による政治を行う場であるため、その機能的独立性を確保するとともに、市民が身近に感じられる場としての機能をも有したものとする。

□ 具体的事項

- ① 議会部門は同一階に配置する。
- ② 市民に開かれた施設となるよう議場、事務局及び市民スペース等を適切に配置する。
- ③ 議場や委員会室は、議会の利用がない時は、他の利用のために提供できるようレイアウトや配置について検討する。
- ④ 議場及び傍聴席は、市民が利用しやすいよう配慮するとともに、車椅子 対応ができるようにする。
- ⑤ 議員控室は、会派の議員数に対応できるように移動可能な間仕切壁とする。
- ⑥ 各議員の議会活動に資するよう図書室等の整備を行う。
- ⑦ 議会中継が可能な放送設備を整備する。

(6) グリーン庁舎の推進

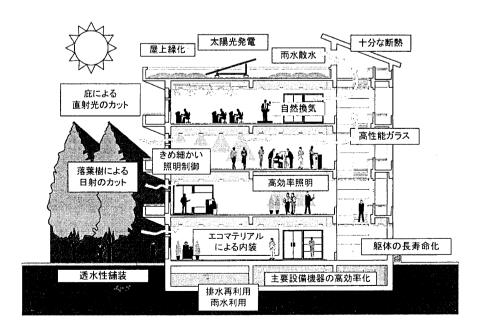
新庁舎における、建物のライフサイクルを通じた環境負荷低減に配慮し、環境保全対策の模範となる「グリーン庁舎」を目指すことが求められる。

□ 具体的事項

(ア)自然を利用・自然と共生

- ・ 自然光を採り入れ、照明用電力の削減に配慮する。
- ・ 春や秋などの中間期には、自然の通風を心がけ、空調設備の負担軽減に配慮 する。
- ・ バルコニーの設置、落葉樹やつる性の植物等によるグリーンカーテンによる 遮光や屋上緑化等により夏期の空調設備の負担軽減に配慮する。
- ・ 太陽エネルギー(太陽光発電)の有効利用を検討する。
- ・ 雨水の有効利用(トイレ洗浄水や散水)を検討する。
- ・ 構内舗装をできるだけ浸透性舗装とし、敷地内の雨水は敷地内で処理する。 (イ)環境にやさしい技術の活用
- 建物の内装材等は、エコマテリアルといえる素材の活用に配慮する。
- ・ 空調設備の負担軽減のため、遮熱複層ガラス等の使用を検討する。
- ・ 外壁の外断熱を検討する。
- ・ 照明等は省電力型機器を使用し、センサー等による制御を行い、消費電力の 抑制に努める。
- トイレには節水型機器を使用し、市用水の抑制を図る。

図 2.2.2 国土交通省 「グリーン庁舎」イメージ図



(7) 外構の整備の方向性

①緑化の推進

都市部における緑の減少は、延焼等を防ぐ防災機能の低下や生活のうるおいの喪失をまねくばかりでなく、ヒートアイランド現象等の原因となっている。 北本市は緑豊かな環境を残し、国の天然記念物に指定されている石戸蒲ザクラや桜の名所の城ヶ谷堤、高尾さくら公園などが広く市民に親しまれている。

新庁舎周辺においても、植樹帯の形成を図るなどして緑化を推進し、北本市の庁舎としてふさわしい景観の形成を図る。

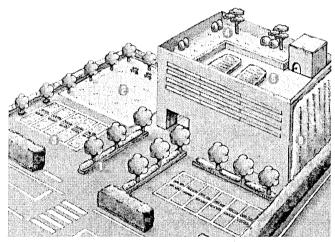
なお、埼玉県では「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、緑化計画 届出制度が2005年(平成17年)10月から施行されており、緑化面積が定められている。

〇対 象:敷地面積 3,000 ㎡以上

〇緑化基準: 敷地面積×(1-建ペい率)×0.5

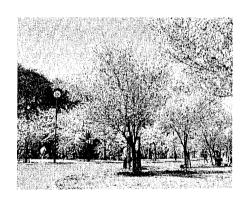
※敷地面積が 14,000 ㎡で建ぺい率が 60%の場合、

14,000×(1-0.6)×0.5=2,800 m以上の緑化が義務付けとなる。



「埼玉県緑化計画届出制度のあらまし」より

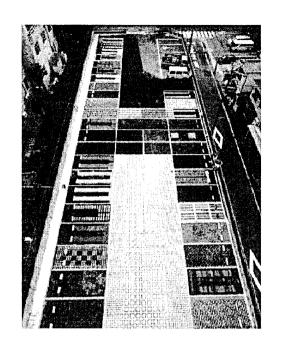
- ①樹木による緑化 ②芝その他地被植物による緑化
- ③芝生等による駐車場の緑化
- ④樹木や地被植物を用いた緑化
- ⑤コケ類等による緑化 ⑥つる植物による壁面緑化



高尾さくら公園



高尾宮岡ふるさとの緑の景観地



グラスパーキング(駐車場の床の緑化)の実証実験の例(神戸市)

: 兵庫県は産学協同で各種パターンの気温 低減効果・芝の生育状況・景観性・タイヤ 圧の影響等に関する実験を行っている。気 温低減効果・景観性への評価とも、緑化面 積 60%以上のものが高い。

②市民広場

市民ホールと連携した様々な催し物等の開催や災害時等の対応可能なスペースとして市民広場の整備を図る。

(8) 新庁舎の長寿命化の実現

本市を取り巻く環境変化は今後一層進むものと考えられ、市民や市民団体と 行政との関係、行政組織の変動といった内的要因だけでなく、情報技術の進展 や将来に予想される合併など、数多くの変化要因が考えられる。

これらの変化の方向性をすべて予見することは困難であり、将来的な変化に対応可能な柔軟性を備えた庁舎とする必要がある。

また、将来の市財政への影響にも配慮し、庁舎の設計、施工、維持管理、運営、将来の改修などを含めた費用をできるだけ抑制し、後年度負担の軽減を図るものとする。

□ 具体的事項

- ・ 長期的な経済性を確保するため、施設の耐用性及び保全性を適切に確保する。
- ・ 設備は、安全性、管理性、将来対応性、経済性を考慮したものとする。
- ・ 将来の技術革新や情報システム等の進展にも対応可能な構造とする。
- ・ 大規模な修繕工事が最小限となるよう、建築・設備の更新や修繕が容易な庁舎とし、ライフサイクルコスト(建物の維持管理等に要する長期間にわたる費用)の低減を図るものとする。
- ・ 施設の用途や執務体系等の変更等に柔軟に対応できるよう、レイアウト等の 変更を考慮した平面計画とする。

第3章 新庁舎の規模の検討

3-1 規模設定の前提条件

規模設定の前提条件を下表のとおり想定する。

(1) 計画人口

第四次北本市総合進行計画(平成18年3月)より、将来人口を71,00 〇人(平成27年目標値)とする。

(2) 新庁舎に配置する職員数

北本市定員適正化計画(平成17年7月)では、一般職員の総数を平成17年から平成21年度の5年間で70名削減していくことを目標としており、その策定の考え方を基本に、現行の組織をふまえて算定した職員数308人を新庁舎に配置する職員数とする。

(3)議員数

北本市議会の議員の定数を定める条例により、議員数を20人とする。

(4)組織

組織構成については、今後の法改正や地方分権の進捗、規制改革の推進、合併の可能性など、将来の予測が困難であるため、現時点での組織構成をもとに想定する。

3-2 施設規模

(1) 庁舎の全体規模

新本庁舎の規模は、想定人口、職員数、議員数及び公用車の数等に基づくことを基本とする。

「地方債事業費算定基準」により標準面積を試算すると8991.2㎡となり、一方、これを「国土交通省新営庁舎面積算定基準」により試算すると9048.8㎡となる。

□総務省自治財政局地方債通知「地方債取扱上の留意事項」の算定基準より

	区分	職員数等	換算率 等	単位面積 (mồ	面	積(m)	備考
	三役特別職	3 人	20.0	4.5		270.0	
	部長次長級	18 人	9.0	4.5	=	729.0	
事務室	課長級	27 人	5.0	4.5	=	607.5	
7777	課長補佐係長級	90 人	2.0	4.5	=	810.0	
	一般職員	152 人	1.0	4.5	_	684.0	
	製図者	18 人	1.7	4.5	=	137.7	
	事務室 小計	308 人				3,238.2	a
倉庫		3,238.2 m²	0.13			421.0	上記 a×13%
会議室	等	308 人		7.0	=	2,156.0	
	附属面積 小計					2,577.0	b
玄関、 交通部	郎下、階段等 分	5,815.2 m²	0.40		=	2,326.1	c=上記 (a+b) ×40%
車庫		6 台		25.0		150.0	d
議事堂	議員定数	20 人		35.0	=	700.0	е
	計					8,991.2	

□国土交通省 新営庁舎面積算定基準より

	区分	職員数等	換算率 等	単位面積 (㎡)	面積(㎡)	備考
	三役特別職	3 人	18.0	3.3	= 178.2	
	部長次長級	18 人	9.0	3.3	= 534.6	
事務室	課長級	27 人	5.0	3.3	= 445.5	
1 30 -	課長補佐係長級	90 人	2.5	3.3	= 742.5	
1	一般職員	152 人	1.0	3.3	= 501.6	
	製図者	18 人	1.7	3.3	= 101.0	
	事務室 小計	308 人			2,503.4	a 職員等 1人当たり平均:8.1㎡/人
倉庫		2,503.4 m ²	0.13		= 325.4	上記 a×13%
会議室					155.0	308人/100人*40㎡+準備室等30㎡
電話交					68.0	
庁務員	室				23.2	4人と想定:4人*3.3+10
湯沸室					65.0	13.0㎡*5F
受付等					192.5	1.65㎡*308人/3
	び洗面所				108.2	0.32㎡*(職員数308人+議員定数30人)
医務室		,			85.0	
更衣室					184.8	0.6㎡*308人
売店					26.2	0.085㎡*308人
多目的					700.0	
市民ホ	ール				700.0	
	附属面積 小計				2,633.3	b
機械室					831.0	冷暖房(水槽、空調機械室等)
電気室					131.0	
自家発	電気室				29.0	
	開展面積 小計				991.0	С
玄関、原交通部:	耶下、階段等 分	5,136.7 m ²	0.40		= 2,054.7	d=上記 (a+b+c) × 40%
車庫		6 台		25.0	= 150.0	e(総務省基準に沿って計上)
運転手	Tild Control of the C				16.5	3.3㎡*3人+3.3*2と想定
議事堂	議員定数 ※	20 人		35.0	= 700.0	f(総務省基準に沿って計上)
	計				9,048.8	a+b+c+d+e+f 職員等 1人当たり平均:31.5㎡/人

近年本庁舎を建設した類似の団体を比較すると、職員数1人当たりの面積が27㎡~38㎡となっている。さらに『建築計画・設計シリーズ 庁舎施設』によると、最近のデータでは、職員1人当たりの床面積は25㎡~35㎡程度である。(現状、本市の職員一人当たりの面積約17.5㎡)この数値により試算すると7,700㎡~10,780㎡程度となる。

また、近年正規職員の減少に比例して再任用職員、非常勤職員、臨時職員などの割合も増えている状況にあり、全体で400人近い数となることから、このことを踏まえ、新本庁舎の規模は、8,500㎡程度とした計画とする。

新庁舎の全体想定規模

8,500㎡程度

なお、この数値をもとに、配置計画、事業費等の検討を行うものとするが、 庁舎全体の機能や規模、既存の庁舎の活用等についても詳細に検討し、可能な 限り、庁舎規模や事業費の縮減を図るものとする。

補足として、既存の庁舎の活用にあたっては、駐車場の確保の観点、建物用途の変更や補強等の必要性、地方債活用への影響なども考慮しなくてはならないことから、今後予定している基本設計等においても引き続き検討を行うものとする。

(2) 駐車場等の規模等の検討

1) 駐車場

① 現状の規模

現在の駐車台数は来庁者用駐車場146台、公用車用駐車場57台、その他 職員パーキングの利用30台を併せて、233台が庁舎の敷地内に確保されている。 平日の来庁者用駐車場は満車となることは少ないが、雨天時や、隣接してい る文化センター等における催事の際には、庁舎内の駐車場も利用され満車とな る状況である。

② 計画条件

- ・ 駐車場の種類としては、来庁者用、公用車用、議会用、職員パーキング用(通勤)、サービス車用(物流搬入等)等を想定する。
- ・ 隣接する文化センターの駐車スペースの不足に対応するため、共有の駐車場 整備を想定する。
- ・ 文化センターとの一体的利用を考慮し、文化センター側からも進入できる駐車場形態とする。
- ・ 職員パーキング用駐車場は、原則として別敷地とするが、やむなく配置する 場合については、文化センター等における催事の際に利用できるような配置 とする。
- ・ 議会用駐車場については、来庁者用駐車場と共用する。
- ・ 高齢者、障害者への配慮として、駐車場から庁者出入口の動線については、 フラットで駐車場からわかりやすい位置が望ましい。また、庁舎出入口付近

に身障者用駐車スペースを計画する。

③ 規模の検討

駐車台数は、庁舎の敷地拡張とともに、相当数が確保できたものと考えられ、現状程度とするが、周辺道路の整備や埼玉県における緑化基準への対応、バリアフリーに対応した駐車場の配置等を考慮すると、約150台程度しか確保できないことが想定されるため。配置計画と併せ駐車場確保の検討を進めできるだけ多くの駐車場の確保に努めるものとする。

口新庁者駐車場計画

来庁者用※1	公用車用※2	台数計
100台程度	57台	150~160台程度

- ※ 1 身障者スペースは、現状の4台以上を確保する。
- ※ 2 車種別:乗用車16台、乗用兼貨物36台、特殊車両2台、その他3台
- ※ 3 職員パーキング用は、原則別敷地に確保するものとし、来庁者の利用を優先する。

2) 駐輪場

現状は、約120台分のスペースであるが、温室効果ガス削減の観点等から、 今後自転車での来庁者が増加することも考えられる。将来予測分として、現在 の25%程度の追加を見込み、150台程度駐輪可能なスペースを最低限確保する。 なお、雨天時の対策として、その半数程度の上部には屋根の設置を検討する。

第4章 配置計画等の検討

4-1 土地利用計画の検討

(1)敷地周辺の現況

当該敷地周辺の土地利用状況は、北側に隣接する文化センター、さらにその 北側には北本中学校があり、公共・公益ゾーンを形成している。また、周囲に は、低層住宅が広がっている。

用途地域の指定状況については、本町1丁目の内、西中央通線の沿道を除いて、第二種中高層住居専用地域(建ペい率 60%、容積率 200%)に指定されている。

また、北本中学校及び文化センター周辺については、片側歩道が整備されているが、庁舎の周辺については歩道の整備がされていない状況である。

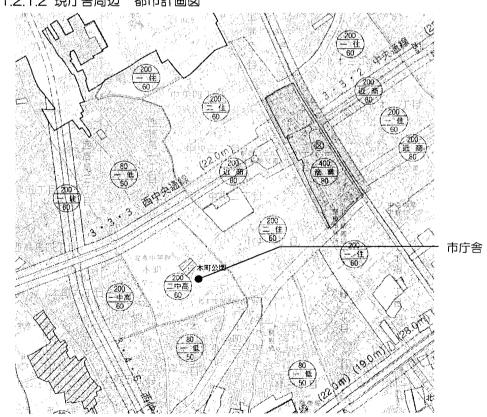


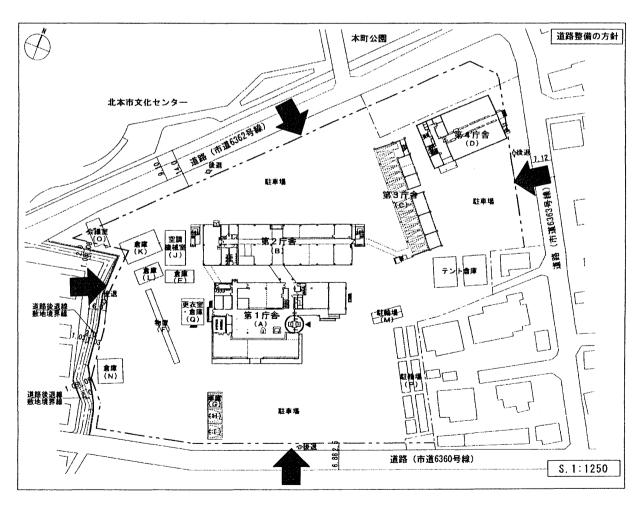
図 1.2.1.2 現庁舎周辺 都市計画図

(2) 道路整備の方針

新庁舎が文化センター等と連携した「行政・文化拠点」となるように、アプローチの改善、歩道の連続性の確保などの観点から、道路の拡幅ともに歩道の整備を検討する。

なお、拡幅については、庁舎敷地内への一方後退とし、幅員を次のように設定する。

- 北側道路(市道6362号線) 幅員14m(両側歩道の整備)
- 東側道路(市道6363号線) 幅員11m程度(庁者側に片側歩道の整備)
- ※ 既存庁舎の活用の検討から、拡幅幅は今後確定する。
- 西側道路(市道6361号線) 幅員6~9m(車道及び庁者側に片側歩道の 整備)
- 南側道路(市道6360号線) 幅員9.5m(庁者側に片側歩道の整備)
- ※ 今後の特別用途地区の指定等に関連した国等との協議により、幅員や計画 の変更もありえる。



4-2 配置計画の検討

新庁者の建設にあたっては、その建設場所が現在使用中の敷地であることから、通常の建物配置計画に加えて、既存建物との取り合いについても配慮することが重要になる。

(1) 配置計画の基本条件

日常の庁者運営・建設時における市民利用の配慮など下記の点を考慮し、灰計画の検討を行う。

- ① 現庁舎の日常運営のため、既存機械室の取り壊しを避けることとするが、移転・仮設等の検討も行い敷地の有効利用を図る。
- ② 議事堂等議会関係・執行部幹部関係は、仮庁舎運営を避けることとするが、 工区分け(議会部分の先行)や仮設による運営などについても検討を行う。
- ③ 市民利用への配慮・建設コストの軽減を図るため、仮設庁舎の規模を最小限とする。また、必要に応じて工区分けなども検討する。
- ④ 近隣に対しての圧迫感を軽減する。
- ⑤ 庁舎敷地周辺には、外周部分に道路、歩道を設置する。(既存の敷地側へー 方後退とする。)
- ⑥ 文化センターとの一体的な敷地利用(市民広場・防災広場)が可能となるよう配慮する。
- ⑦ 庁舎周辺の交通情報を配慮するとともに、文化センターとの一体的な利用が 可能な駐車場とする。
- ⑧ 敷地周辺の住環境を良好に保つために、最小限の日影(実日影)に抑える。

(2) 配置計画案の検討

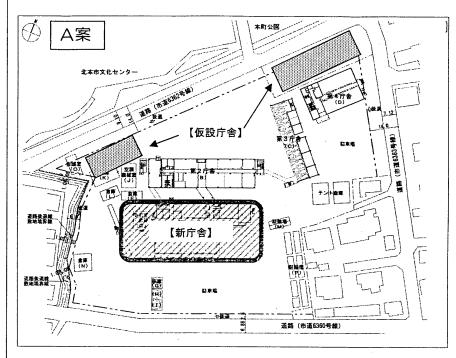
基本条件を元に、A~Cの配置計画案の作成を行い比較検討する。

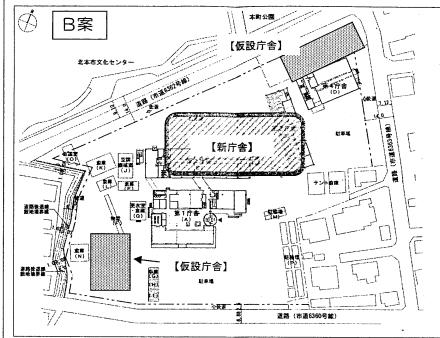
□ 想定事項

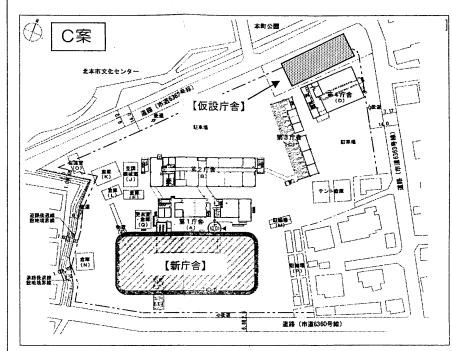
建物	敷地の確保の観点や、想定規模(上限値)から建物概要を想定する。・ 建物階層 4階程度・ 建築面積 2,200 ㎡~2,500 ㎡
仮設庁舎	先行して解体する建物と同程度の規模とする。
A案	・ 庁舎敷地の中央に配置を想定し、周囲の住環境への配慮を 図る。・ 現在の第1庁舎の位置を基本とした建設位置を想定。
B案	・ 庁者をやや北側に配置し、南側に駐車場や広場を大きく確保することを想定する。・ 現在の第2庁舎の位置を基本とした建設位置を想定。
C案	・ 仮設庁舎の設置を極力少なくするものとして想定する。 ・ 第1庁舎1階部分のみの解体を基本とした建設計画とす る。

■配置計画案比較表

既存庁舎を利用しながらの施工の可能性の有無や日影上の規制等からの新庁舎等の形態の規制を踏まえ、比較検討する。







77.	□ 送路(市道6360号键)	77.	道路(市道6360号盤)	7	進路(市道6560号館)
建設計画概要	 ・第1庁舎及び敷地西側倉庫を撤去 ・第1庁舎とほぼ同じ位置に庁舎を配置 ・仮設庁舎は敷地北東側、北西側等で検討 ・新庁舎等の位置を敷地の中央部(第1庁舎のほぼ重なる位置)に設定しているため、日影等周囲に影響を及ぼす可能性はほとんどないと考えられる。 ・文化センターとの間にも大きな空地を確保でき、一体的な土地利用が可能である。 	建設計画概要	 ・第2、第3庁舎棟を撤去 ・新庁舎等は敷地北側に配置 ・仮庁舎は敷地南西側、北東側で検討 ・敷地南側に広い空間や駐車場一体的に整備でき、一元的な管理が可能。 工事段階においても南側の空地部分を来庁者用の駐車場として活用しやすい。 	建設計画概要	 ・第1庁舎南側、第3、第4庁舎等を撤去 ・庁舎と保育所等を2棟に分棟 ・仮設庁舎は敷地北東側、北西側等で検討 ・新庁舎等の位位置を南側に設定しているため、文化センターとの間に大きな空地を確保することができ、一体的な土地利用が可能となる。 ・仮設庁舎に要する面積が一番小さい。
懸念事項	 ・第1庁舎2Fにある議場等を工事中において撤去してしまうため、仮設時期における対策等が必要。 ・仮設庁舎部分を除く北側の空地部分が施工段階における来庁者用の駐車場となるが、現状よりはかなり狭くならざるをえない。 ・新庁舎等の位置を計画地の中央部としているため、駐車場が南側と北側に分かれる形態となるため、サイン等の十分な整備が必須である。 	懸念事項	 ・工事段階において議場等が撤去されることはないが、議員控室 や委員会室等が撤去されてしまうため対策等が必要。 ・日影制限のため、建物の位置やヴォリュームの規制が他案より 厳しく、そのヴォリューム内での検討となる。 ・日影上はクリアしているが、冬季には本町公園に影がかかる時間が多い。 ・工事段階において第2、第3庁舎等を撤去するため、必要な仮設庁舎の面積が3案のなかで最も大きい。 ・工事時における仮囲いのため、工事中は第4庁舎と第1庁舎等との行き来がしづらい。 ・仮設庁舎の規模が一番大きくなる。 	懸念事項	 ・工事段階において議場等が撤去されることはないが、第1庁舎を低層部のみ撤去してしまうため、残った第1庁舎の業務に支障が及ばないように塞ぐなどの措置が必要。 ・日影上はクリアしているが、冬季には東西の住宅地に影がかかる可能性がある。 ・南側に配置するため、南側の住宅等に圧迫感を与えない配慮が必要となる。 ・A案と同様に施工段階における来庁者用の駐車スペースが狭くならざるをえない。

■配置計画案比較表-2

配置計画案 評価軸・評価項目	A案	B繁	C案	備考
①既存機械室の取り壊し回避	0	0	0	いずれも条件をクリアしているが、B案に関しては配管等の切断等に関する注意が必要
②議会関係等の仮庁舎運営の回避	×	◁	0	A案、B案では委員会室や議会控室等を解体せざるをえないため、他室との振替等の措置が必要
③仮庁舎の規模を最小限にする配慮	<	>	(着工前撤去概略面積: A案:庁舎 1,300 ㎡,倉庫等 470 ㎡ 計 1,770 ㎡, B案:庁舎 1,910 ㎡,倉庫等 370 ㎡ 計 2,280 ㎡,
	١ .	<)	C案:庁舎 480 ㎡,倉庫等 370 ㎡ 計 850 ㎡、
				着工前撤去概略面積が大きければ必然的に仮庁舎必要面積も大きくなる。
④近隣に対しての圧迫感の軽減	0	0	◁	既存庁舎を生かしながらの計画であるため、最良とはいえないが、階数を低く設定するなどの配慮 が必要となる。
⑤敷地外周に道路、歩道の設置	0	0	0	いずれの案も計画可能。
◎文化センターとの一体的な敷地利用(市民広場・防災広場等)	0	٥	0	C案が文化センターとの間に最も広い空間を確保できる。B案は庁舎により分断さえれるため動線等の配慮が必要となる。
⑦文化センターとの一体的な利用が 可能な駐車場の整備	0		0	8 1
8日影における配慮(最小限に)	0	0	0	B案、C案については、冬季における周辺住宅への配慮が必要となる。

(3)配置計画素案

これまでの検討から、配置条件の基本方針に最も沿っているのはC案、次いでA案というように考えられる。

このことから、C案及びA案をたたき台として検討を進めるが、今後の基本設計において、業者からの提案や市民や職員の意見などを取り入れながら、事業費の検討、仮設庁舎の規模等も併せて詳細の検討を行うものとする。

4-3 平面計画の検討

平面計画の検討については、「第2章 2-3 新庁舎の施設整備の考え方」に基づき行うものとする。

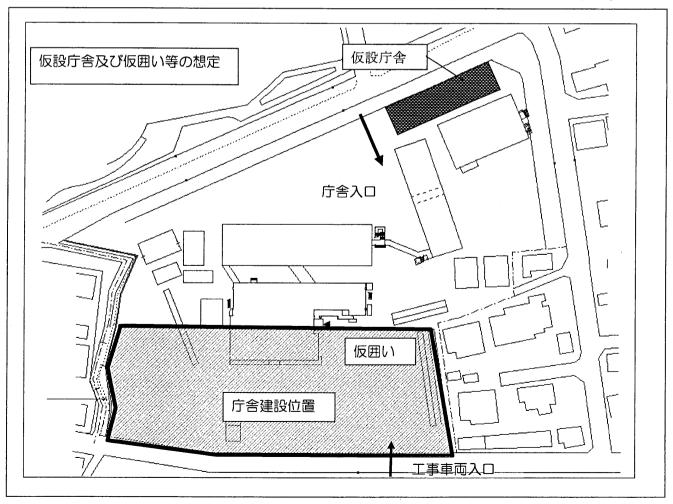
なお、具体的な平面計画については、今後の基本設計において、業者からの 提案や市民や職員の意見を取り入れながら詳細な検討を行うものとする。

4-4 仮設庁舎の検討

新庁舎建設にあたり、工事費、工事期間、市民サービスを踏まえ、一部を仮設建物とした庁舎運営を行う必要がある。配置条件で示した内容をもとに、仮設庁舎移転の基本的な考え方を以下に示す。

- ① 既存庁舎による運営及び庁舎レイアウトを十分考慮し、解体する庁舎は最小限度とする。
- ② 仮設庁舎は、簡易的な構造を基本とし、解体前の規模と同規模とする。
- ③ 駐車場は、収容台数が減少するため、仮設庁舎の位置も配慮し、可能な限り 駐車スペースを確保する。
- ④ 新庁舎建設工事中は、既存庁舎との間に仮囲いを設置し明快なゾーニングをする。
- ⑤ 来庁者動線は、敷地北側に確保し、工事車両動線と明確に分け安全性に配慮する。

なお、具体的な移転計画については、今後の基本設計において、庁舎のレイ アウト等とともに、業者からの提案を受けながら詳細な検討を行うものとする。



第5章 事業費及び財源の検討

新庁舎を建設するにあたって必要となる費用とその財源について、以下のように想定する。

なお、これらの想定については、庁舎規模や必要機能の付加などにより変更もありえ、 今後の基本設計などにおいてより詳細を詰めることとする。

5-1 建設費用

(1) 建設費用に関する基本的考え方

庁舎を建設する際には、今後の時代潮流をふまえた機能を導入する必要があるが、一方で、健全な財政運営の観点から、新庁舎の建設が将来の市財政に及ぼす影響を吸収可能であること、将来の市民にとってできるだけ負担を残さないことにも十分な配慮が必要である。

こうした点をふまえ、新庁舎の建設にあたっては、当初の建設費用だけでなく、長期にわたる維持管理・運営費用も織り込んだ経済性、費用対効果にも十分配慮した計画とすべきである。

(2)費用想定

新庁舎の建設に要する費用については、下表のとおり本体工事費約24億円、 総事業費約31億5千万円と想定する。

この費用は、新営予算単価(国土交通省大臣官庁官房営繕部)や、他市の新庁舎建設費事例をもとに検討した建設単価により、モデルケースをもとに算定を行ったものであり、今後詳細を詰める中で可能な限り事業費の縮減を図るものとします。

単位:千円

項 目 金 額	
設計管理、事前調査	150,000
本体工事費	2, 400, 000
(㎡単価)	(282. 5)
解体撤去、仮設庁舎	320, 000
外構等	130,000
グリーン庁舎	150,000
숨 計	3, 150, 000
(㎡単価)	(371)

【参考】

近年建築または、建築予定の庁舎における平均単価

総事業費 437,540円 (313,725円~523,349円) 7市平均 庁舎建設費 368,371円 (276,200円~452,963円) 1 0市平均

5-2 財源

前項で示した庁舎建設費用について、財源ごとの調達金額を下表のとおり想定する。

本市では、昭和59年より庁舎建設基金の積み立てを行っており、平成19年度末残高は約2,526,800千円となっている。

また、市債については、職員数から導かれる庁舎面積による算定基準があり、 この基準により現在の想定で約10億円までの起債が可能となる。

なお、市財政への影響に配慮し、一般財源の持ち出しを可能な限り抑制するとともに、将来の負担額ができるだけ抑えられるよう起債の額や資金調達方法に配慮するものとする。

◎ 財源内訳想定

項目	金額(千円)
庁舎建設基金※1	約2, 526, 800
地方債(一般単独事業)※	約623, 200
숨計	約3, 150, 000

- ※1 庁舎建設基金については、平成17年度に3億円を一般会計へ繰り入れを実施している。
- ※2 地方債の活用については、上限が約10億程度となっていることから、今後の計画とあわせ、庁舎建設基金や一般財源等との調整を行いながら確定するものとする。

5-3 維持管理費等の検討

新庁舎の建設による庁舎規模の拡大による光熱推量費の増、エレベーターの設置による保守管理、長寿命化を配慮した定期的な点検やメンテナンスを想定し維持管理費の検討を行う。

なお、現時点では維持管理費の詳細な内訳の算出は困難であるため、「建築施工単価(2008年夏号)」及び他市町事例等を参考とし試算を行った。

◎想定単価

建築施工単価		維持管理費	2,265円/㎡
3,000㎡以上の建物481施設による		光熱水費	2,556円/m ²
調査		計	4,821円/㎡
他市町事例		維持管理及び	び光熱水費
		約6,000F	円~約8,200円/m²
現状 (平成19年度実績)		維持管理費	3,380円/㎡
維持管理費	18,254,711円	光熱水費	3028円/㎡
光熱水費	16,355,203円	計	6,408円/㎡
計	34,609,914円		

◎想定維持管理費等(庁舎規模8,500㎡にて算定)

建築施工単価より	維持管理費 19,252,500円
	光熱水費 21,726,000円
	計 40,978,500円
他事例より	āt
	約51,000,000円~69,700,000円
現状から	維持管理費 28,730,000円
	光熱水費 25,738,000円
	計 54,468,000円

上記により、現状から約6,368千円~35,090千円の増額が見込まれる。

なお、定期的な点検やメンテナンスの適時実施による上乗せにより、7千円/ ㎡~9千円/㎡程度を見込む必要があるとのデータもあり、現時点において詳細な想定は難しい。

また、他の事例では、庁舎面積を2.25倍と拡大しているが、太陽光発電や雨水貯留施設の利用により光熱水費の削減を計り、維持管理費等は1.36倍の増に抑え、㎡単価は前年度の6割程度と約4割の削減に成功している事例もあり、今後も引き続き、調査・研究を進めるものとする。

第6章 市民意見の反映

市民説明会等で得られた意見のとりまとめを行い、計画内において具体的な検討を行う。

なお、今後予定される基本設計においても、引き続き広く市民からの意見をいただくとともに、知識経験者、専門家などの意見、先進事例の調査・研究等を実施し、それらの情報の提供を行い、市民との協働により市民から親しまれる庁舎としての計画を進めるものとする。

大まかな意見としての分類

- 1 こどもの安全や保育の質を考え、庁舎と保育所は別とする。
- 2 厳しい財政状況の中で、昨今の経済状況を考え、可能な限り庁舎建設基金約25億円の範囲内で建設を行う。
- 3 庁舎規模について、10,000㎡は大きすぎるのではないか。吹き抜けなど は設けず、華美にはせずに最小限度のものとして建設する。

6-1 複合施設の検討

ライフスタイルや、就業形態の変化、急速に進む少子高齢化への対応、市民参加の機会の創出、地域社会における交流・コミュニティ活動の拠点、行政・文化拠点としての機能の発揮などから、複合化についての検討を行う。

なお、複合化にあたっては、極力、庁舎の規模・事業費等が拡大しないようにするとともに、補助金や事業債の活用も視野にいれ、将来的な財政負担が生じないよう配慮するものとする。

口引き続き検討を行う項目

- ① 子育て世代の交流や社会活動の支援の観点から、子育て支援センターの設置について検討を行う。
- ② 子育て世代のみならず、幅広い世代の交流の観点から、交流スペースの設置の検討を行う。
- ③ 地域活性化、交流施設として地域住民、市民団体、NPO法人の活動スペースの確保の検討を行う。
- ④ 子どもたちの健全育成を図り、安心して学習・交流するための施設としての児童館の設置の検討を行う。

6-2 事業費縮減の検討

事業費の縮減については、必要最低限の機能の確保、現庁舎の有効活用、先行事例の調査・研究、設計や施工における業者の選定や発注方法の選択など、 多角的に検討行う。

□ 事業費縮減における検討項目

- (1) 建設規模の縮小
- (2) 事業手法の検討による縮減
- (3) 工法、構造等による縮減
- (4) その他

(1)建設規模の縮小

建設規模の縮小については、既存の庁舎の活用により新設する庁舎の規模を縮小する方法が考えられる。この検討にあたっては、ワンストップサービスの考え方、駐車場の確保などからも多角的に検討が必要となる。

なお、この項目については、設計者の選定にあたり、設計委託候補者より提案として求め、基本設計の中で詳細を検討するものとする。

□ 想定される項目

- ・ 既存の庁舎(第3,4庁舎)活用した新庁舎規模の縮小
- 執務室や会議室の共用や、レイアウトの工夫による執務スペースの縮小
- ・ その他

(2) 事業手法の検討による検討

庁舎建設の事業手法として、従来の代表的な事業手法である従来手法(公共直営方式)の他に、民間の資金や技術、ノウハウを活用する手法としてPFI 方式、リース方式による事業手法が採用されている事例があることから、これらの比較による事業費の縮減の検討を行う。

① 事業手法選定の基本的考え方

選択すべき事業手法については、以下に示すような点からみて適格性を備えていること、それらを総合的に勘案して最適な方式を採用することが求められる。合わせて、市民に対しても透明性、公開性、客観性を備え、市民意向が的確に反映できる手法が望ましい。

- ・ 庁舎の施設としての特性
- ・ ライフサイクルコストの削減
- ・資金調達と市財政への影響
- ・ 建設スケジュール

② 事業手法の選択

前項の基本的考え方を視点に、庁舎建設の代表的な事業手法である従来方式 (公共直営方式)とPFI方式、リース方式の3つを対象に比較検討する。

項目	従来方式	PFI方式	リース方式
概要	市が施設の設計、建	民間事業者がPF	民間事業者が資金
	設、及び維持管理・	法に基づき、全業	調
	運営の各業務をそ	務を一括して、長期	達・設計・建設を行
	れぞれ委託・請負契	契約として行う。	った施設を市に長
	約として別々の民	(市は基本計画策	期リースし、投下資
	間事業者に発注す	定、事業監視を行	金回収後、市に施設
	る。	う。)	所有権を移転する。
土地所有者	市	市(設計及び建設中	市(設計、建設及び
		は民間へ貸付)	リース期間中は民
			間へ貸付)
建物所有者	市	施設完成後:市	リース期間中:民間
		(建設中:民間)	リース期間終了
		_	後:市
実施主体 設計	市	民間	民間
実施主体 建設	市	民間	民間
整備資金の調達	市(基金、一般財源、	市(基金)、民間	市(基金)、民間
	起債)		
維持管理	市	基本的には民間	市又は民間
発注方法	仕様発注(市が構造	性能発注(民間が契	使用発注または性
	などの詳細な仕様	約を自己責任で解	能発注
	書を提示)	釈し実施)	
発注形態	一括(設計)、分離	一括発注(設計、施	一括発注(設計、施
	(建設)	I、)	エ)
発注方式	仕様発注(構造、材	性能発注(市が基本	性能発注(市が基本
	料などの詳細な仕	的な性能要件を提	的な性能要件を提
	様書を市が作成し	示し、民間事業者は	示し、民間事業者は

	発注する。)	それを満たす設計	それを満たす設計
		をし、施工する。使	をし、施工する。使
		用する資材や技術、	用する資材や技術、
		工法を自由に提案	工法を自由に提案
		できる)	できる)
コストの削減可能	低い	高い(民間ベースに	高い(民間ベースに
性		よる効率設計・施	よる効率設計・施
		工、VE、一体管理、	工、VE、一体管理
		運営による全体コ	による全体コスト
		ストの縮減)	の縮減)
支出の平準化	事業費全額を竣工	年度ごとの予算の	年度ごとの予算の
	に支払うため、時短	低減と平準化が可	低減と平準化が可
	期間での支払いが	能	能
	必要		
支払利息	小さい	大きい(民間資金は	大きい(民間資金は
		市場金利によるた	市場金利によるた
		め、公債と比較して	め、公債と比較して
		高金利となる)	高金利となる)
維持管理	原則、市の分離・分	市又は民間の長期	市又は民間の長期
	割発注による単年	契約(事業期間終了	契約(リース終了後
	度契約	後は市負担)	は市負担)
事業のスピード	遅い(従来手法遵)	遅い(PFI法によ	比較的早い(手続き)
		る手順、手続きのフ	の効率化、契約手法
		ロー遵守)	の柔軟性)
地元企業の参入	容易(分離分割発注	やや困難(国の基本	やや困難(JV構成
	により参入しやす	方針の趣旨より)	員としての参入は
	くなる)		可能)
総論	長年採用してきた	手順・手続が厳格で	リース期間中は、リ
	方式であり、手続き	時間を要するため、	ース業者が所有者
	的な負担も軽く安	緊急性の高い事業	となるため、施設の
	心感がある。分離発	には不向きである。	安定的使用にはリ
	注方式によるため	また、他に	ース業者の財
	地元企業の参入は	はない導入可能性	務力の影響を受け
	容易である。	調査及びアドバイ	る。
	仕様に基づく発注	ザー費用が発生し、	質的向上や財政負
	であるため大幅な	長期の事前準備期	担の低減が図れる

質の向上や財政負	間が必要とされる。	とともに、手続きな
担の低減は見込み	実績としても、市町	どの負担も比較的
にくく、事業期間も	村レベルでの採用	軽く、工期も短い。
長くなりがちであ	は殆どない。	
る。		

以上の比較により、安定感や地元企業の参加機会の確保の面からは、従来手法が有利であると考えられる。また、財政負担の平準化や性能発注などによるコストの削減については、PFI方式及びリース方式が挙げられるが、手続きや中間コストが発生しないリース方式のほうが有利と考えられる。

これらのことから、今後の検討に当たっては、従来方式及びリース方式の2つの手法について検討を進め、市の財政状況や庁舎建設基金のあり方等を踏まえ手法の決定を行うものとする。

③ 工法、構造等による縮減

工法や構造等による事業費の縮減については、「第2章 2-3 新庁舎の施設整備の考え方」や「第4章 4-2 配置計画の検討」などを踏まえ、防災拠点としてとしての機能や、仮設庁舎規模の縮小などの要件を満たしつつ、事業費削減の可能性を検討する。

これらの事項については、引き続き調査・研究を進めるとともに、提案等を 幅広く求め、基本設計の中で詳細を検討するものとする。

第7章 今後の検討に向けて

7-1 今後のスケジュール

新庁舎の建設については、市制40周年である平成23年度の着工を想定する ものとする。

今後は、本基本計画を基づき、市民ワークショップ、懇談会等の実施を行い、 市民や職員の意見を聞きながら基本設計をまとめるものとする。

□ スケジュール案

平成19~20年度

庁舎建設基本計画策定



- ・市民合意形成
- ・事業手法の確定

平成21年度

庁舎建設設計

- ・市民ワークショップ、懇談会等による意見聴取
- ・プロポーザル方式による設計者選定
 - ・用地測量、地質調査等の実施
 - ・特別用途地区指定手続き

平成22年度

庁舎建設実施設計



・建築確認申請等各種手続き

平成23~24年度

新庁舎建設・開庁

- ・事業者選考
- ・建物本体工事及び、外構、外周道路整備
- ※採用する構造・工法などにより変更になる場合がある。

7-2 今後の課題、検討事項

これまで新庁舎建設の基本的な考え方をはじめ、備えるべき姿や、規模・構成、建設費用と財源、実現方策等について述べてきたが、今後も引き続き、この基本計画の方向性に沿ってさらに検討を掘り下げ、市民にとって納得度、満足度の高い庁舎の実現を図る必要がある。

(1) 市民との協働による推進

これまでにも、市民説明会等により庁舎建設に関して多くの意見をいただい てきたが、今後も引き続き情報提供を行っていくとともに、今後予定される基本設計においても市民の意見を取り入れながら進めていく必要がある。

基本設計においては、配置計画や平面計画がより具体的なものとなることから、市民を含めたワークショップや懇談会等を開催し、利用者としての意見を聞き、その実現の可能性についても検討を行うものとする。

(2) 周辺地区へのまちづくりへの影響への配慮

庁舎の建設にあたり、用途地域の課題解消のため特別用途地区の指定を行う 予定であるが、それらによる周辺地区への影響や自動車、歩行者のアプローチ などにも配慮する必要がある。

当該地区が、行政・文化拠点として市役所、文化センターを中心とした市民の交流の核として機能するよう周辺地域と一体となったまちづくりを進めるものとする。

(3)発注手法の検討

新庁舎の設計、施工、維持管理・運営の各段階において採用すべき発注方法については、選定過程の透明性、客観性、公開性を確保することを重視し、合わせて、提案内容をはじめ応募者の資質や能力も含めて審査できるなど、総合的な視点から決定する必要がある。

庁舎建設基本計画策定に関して(H20年12月)

1 庁舎建設の考え方

庁舎建設については、これまでの検討の経緯から以下の点を踏まえ、庁舎の建替えを 前提とした検討を行う。

なお、次項で述べる財政状況や、合併等などについても配慮し多角的に検討を行い、 将来を見据えながら現時点における最良の方法を選択するものとする。

- 1) 庁舎の耐震性能の確保、防災拠点施設としての機能の整備
- 2) 事務スペースの狭隘化の解消、バリアフリー対応等による市民サービスの向上
- 3) 雨漏りや老朽化に伴う各種設備の更新、衛生面の解消
- 4) 市民との「協働」の実現のため市民活動の拠点機能の整備
- 5) その他、市民意見を極力反映した事項

○検討の経緯

庁舎建設については、平成4年度から検討が進められ、これまでにも「庁舎を建設する」という考えが示されてきたが、庁舎以外の行政課題や、財政状況などから、先延ばしにされてきた状況がある。

平成18年度には、現下の庁舎の状況や課題を考え、建設すべき時期にあると認識しているとのことから、庁舎建設委員会に庁舎建設基本計画の再見直しについて諮問を実施し、庁舎建設基本構想として答申を受け、具体化する基本計画を策定し、早期に建設に取組むことの提言がなされた。

また、併せて議会の庁舎建設特別委員会においても、委員全員の賛成により委員長報告がなされ、可及的速やかに建設するとされた。

このことから、庁舎建設基本計画の策定に向けた検討を実施しており、その中で市民意見の聴取を実施している。

○建て替えの必要性

庁舎の耐震性の問題については、平成12年度に庁舎建物診断を実施し、第1 庁舎、第2庁舎について、震度6以上の地震により倒壊または崩壊する危険性 があるという結果が報告され、耐震補強工事についても検討が行われている。

一方で庁舎の老朽化については、第1、第2庁舎の劣化が著しく、全面改修 が必要であることや、機械設備、電気設備は経年劣化が進行し、安全性、効率 性の面からも機器の更新や設備の全面改修の必要性が指摘されている。 さらに、耐震性、老朽化の問題だけでなく、行政サービスを提供する場としてのスペースの狭隘さや、庁舎が分散していることで来庁の方々にご不便を強いていること、バリアフリーへの対応、空調室の建材にアスベストが使用されており、飛散防止のみならず除去の必要があること等の対応も必要とされている。

これらの問題を解決するには、現在の庁舎を改修して使用するのではなく、 新庁舎を建設することが必要であるという認識に立っており、現在までに検討 が進められている。

2 市の財政状況と庁舎建設について

今後も、市の財政状況は厳しい状態が続くものと想定され、庁舎建設による負担は可能な限り抑える必要があり、庁舎建設時のみならず、ランニングコストの面からも検討を進め、最小の予算で最大の効果が発揮できるよう配慮する。

庁舎建設基金のあり方を整理し、年度予算の低減と平準化なども念頭に置き、庁舎以外の各事業も含め、緊急性、必要性、優先度、将来の財政状況等を踏まえた検討を進めることとする。

○ 本市の財政状況【平成 21 年度予算編成方針より】

本市の財政は、今後、景気の低迷や国の歳出・歳入一体改革の影響により、 歳入の伸びが期待できない中で、少子高齢化社会を背景とした社会保障関係経 費や老朽化した公共施設の維持管理経費などの歳出の増加が見込まれることか ら大幅な財源不足が生じる状況にある。また、今日の原油・原材料等の価格変 動が産業活動や市民活動に大きな影響を及ぼしており、歳入の根幹をなす市税 収入については多くを期待できない状況にある。

さらに、地方交付税は大幅に減少し、国の歳出・歳入一体改革への取り組みにより、財政運営にあたっては依然として厳しい状況が続くものと見込まれる。

一方、歳出では、義務的経費のうち児童扶養手当をはじめとする扶助費については引き続き増加傾向にあるが、総額については、近年の厳しい財政状況を 反映し、年々減少している。

平成 19 年度普通会計決算における経常収支比率は 9 2. 5 %で、前年度との比較では 3. 6 ポイント上昇しており、依然として財政の硬直化が進行している状況にある。

平成 21 年度においては、市税収入の伸びが見込めない中、総務省の平成 21 年度予算概算要求において、地方交付税は前年比 3.9%減とされており、今後国

の予算編成過程においてさらなる減少も見込まれることから、財政運営にあたっては、引き続き厳しい状況が続くものと予想される。

○庁舎建設における財源確保について

庁舎建設計画の検討にあたっては、財政の硬直化が進行している現状を認識したうえで、事業費や、経常的経費のなお一層の縮減を図るとともに、市が行う各種事業と併せ、緊急性、必要性、優先度、将来にわたる負担等の観点から徹底した見直し等を行い、庁舎建設基金のあり方を踏まえ、地方債の活用などを踏まえた検討を行い、限られた財源の効果的な活用に努めるものとする。

3 合併と庁舎の考えについて

現時点においては、「合併を必ず行う。」「いつまでに行う。」という状況には至っていない。

しかしながら、将来においては、合併は必要であるとの考えから、それを見据えた庁舎とする必要があり、庁舎建設の計画にあたっては以下の点に配慮し検討を行うものとする。

- 1) 将来の合併にも、柔軟に対応できるよう、用途変更や増築等の対応ができるよう な配慮を行う。
- 2) 議会棟など、使用目的が限られているものについては、他市町村の事例等を研究し、多目的な利用ができるものとする。
- 3) 合併後においても、北本市の区域における災害応急対策活動に必要な施設となることから、それらの機能が発揮できる施設とする。

○合併について

先にも述べたように、本市における財政運営にあたっては、引き続き厳しい 状況が続くものと予想されており、このような状況の中でも、権限の移譲や市 民ニーズの多様化などによる政策課題はますます増加していくものと考えられ、 それら諸問題に的確に対応していく必要がある。

これまでにも、合併に向けた取組みは行われてきたが、現在において合併はなされておらず、また、その協議についても現在行われていない。

最大の行政改革といわれる市町村合併については、行政基盤を強化し能力と 権限を発揮していく自治体となるためには有効な手段であるとされており、埼 玉県においても市町村合併推進構想の中で上尾市、伊奈町、桶川市、北本市、 鴻巣市の4市1町の枠組みが示されているところである。

また、広域的行政としては、桶川市、北本市、鴻巣市による県央都市づくり協議会があり、平成21年にはこれに上尾市と伊奈町を加え4市1町を範囲としたまちづくり協議会(仮称)の立ち上げを進めるよう働きかけを行っている。まずは、この協議会の中で信頼関係を結びながら、情報交換や広域行政のあり方等についての検討を進めていき、将来的には合併も含めた検討も必要であると考えている。

いずれにしても、現時点においては、明確に合併を行うとはいえない状況であることから、将来的には合併を見据えながらも、当面は行政改革を進め、行政基盤を強化していくこととして取組むこととし、庁舎建設については、合併を行った他市町村の事例の研究を行い、将来的な対応ができるものとしての計画を進めることとする。

また、合併に対する市民意識の向上や、議会の働きかけがあった場合には、 的確に対応していく必要があり、市民の意向を十分把握した上で取り組んでい くものとする。

【参考】事業費と規模の検討の経緯

As Book to the second of

平成10年度基本計画

- ・規模 10,000 ㎡ 6階建て
- ·総事業費 51 億8,400 万円
- ·建物工事費 41 億 6,000 万円

市民說明会(H20年8月)

- ・規模 11,900 ㎡ 6階建て
- ·総事業費 38億8,300万円
- ·建物工事費28億1,100万円
- ※保育所の併設有りとして検討

基本計画(案)(H21年1月)

- ·規模 8,500 m 程度 4階建て
- ·総事業費 31億5,000万円
- ·建物工事費24億円
- ※保育所の併設無しとして検討

今後も引き続き、事業費の縮減、適正規模での建設に向けた取組みを行っていきます。

その他意見

• 55件

は必要である。

庁舎は相当老朽化が進んでいるので建替え

条件付反对·

4

維持管理費など長期的な検討もする必要が 基金の範囲内で造れるものを検討してほ 他の事業を圧迫しないようにしてほしい。 市の財政状況が不透明な中、 急いで造る 不特定多数の人が来るため安全性に疑問があ

児童館・子育で支援センタ

総数7件

保査所は現在地で建替えをしてほし

その他意見・・

FAX 048-592-5997

条件付賛成・ 明確に反対・ 明確に賛成・ 庁舎建設に関すること 9 件 (総数グ

参加者数 実施回数 意見総数 合計357件 延べ275 16回

平成20年8月から1 庁舎建設に係る市民説明会を開催 皆さんの主なご意見を紹介します 月の中旬にかけ

庁舎建設に合わせて保育所の併設を行う のとしてほしい とについて

市民説明会でいただいたすべての意見

他の保育所などとのバランスを配慮してほし 更なる検討が必要 併設することに賛成・ 人は人の中で育つので 併設は良いことだと **09件**

は郵便、 北本市役所政策推進課 名・連絡先の記入をお願いします。 お寄せください。 文は市ホームページ、 なお、 す。ご意見につきましては、 厅舎建設基本計画 9 日 ファックス、 政策推進課でご覧になれ 北本市本町 提出に関しては住所 金) までに、 Eメー 市政情報コ (案) 直接また の全

ル

2

庁舎規模機能に関する

市民税明会の意見

意見やご提案をいただきました。 見栄を張らずに、機能的な庁舎としてほ 喫茶室などの設置は不要である 屋上緑化や太陽光発電など環境に配慮したも 市民の交流・協働スペースを設けてほしい。 地下施設と吹き抜けは、 庁舎を造るうえでの、規模や機能について と最小範囲でよい。 コスト面から考える ◆その他 その他意見 新駅について

まちの活性化について・ 正町村合併について

児童館は、設置のコンセプトを明確にして 子育て支援センター い施設である。 子育てに不安を持った親にとって心強 位置を決める必要がある

庁舎建設基本計画の案

庁舎建設基本構想及び、市民の皆様のご意見などを踏まえ庁舎建設基本計画の案を作成しました。 なお、保育所との併設は行わないこととし、庁舎施設計画の主要な事柄こついての考え方を示しています。

◆庁舎の施設整備の考え方

- ①防災拠点としての庁舎
- ②市民に開かれたわかりやすい庁舎
- ③バリアフリーやユニバーサルデザインの推進
- ④効率的で働きやすい庁舎機能
- ⑤市民に開かれた議会機能
- ⑥グリーン庁舎の推進
- ⑦新庁舎の長寿命化の実現

財源

本市では、昭和59年より庁舎議場金の積み立てを行っており、平成 19年度末残割は約25億2千万円となっています。

新行舎選出でする財源こついては、本市の厳し、財政事情を基案し 基金のあり方々 地方債の活用なども検討し、限られた財源の効果的な活 用ご努めるものとします。

新庁舎の想定規模

将来の想定人口、職員数 議員数から算定される数値や 最近重要された事例などから想定しています。この数値を上限とし、配置に恒 事業費等の検討を行うなかで、庁舎全体の機能は規模ころいても、既存の庁舎を活用するなど市民意見を取り入れなから検討し、費用対効果 を考え適正な規模での建設を行います。

新庁舎の全体想定規模

8500m程度

現状の庁舎面積が約5,400㎡であり、狭隘としている執務スペースや会議室の確果、市民との協動のスペースや市民ホール(現在 の2倍程度)の確果、バリアフリーに対応した廊下や共有スペースの確果などが面積が増加度因となります。

想定建設費

新庁舎の建設に要する費用については、他事例や予算単価表 などを参考ご算定を行いました。なお、モデル事例からの算定 であり、今後、詳細を詰める中で事業費の縮減を図り可能な限 り、庁舎建造金の範囲内での建設を目指します。

器 割調	約1億5千万円
・基本設計、実施登計、設計管理学的	

本本工事費	約24億円
総事業費	約31億5千万円

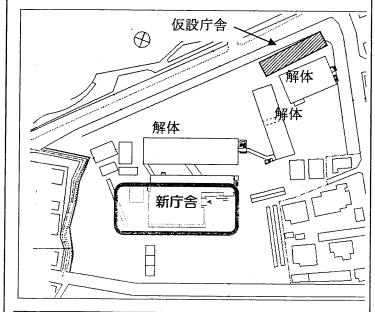
・グリーン庁舎が応・解本・仮設庁舎・外構 ※ モデル事列こよる算定であり、確定したものではありません。

ここでお示ししたものは、今後の設計業務 といった庁舎建設の案としてお示ししたもの となります。

今後も、市民の皆様の参画により、御理解 をいただきながら計画策定等を進めてまいり ます。

配置計画案

建設は現在地に行い、既存の庁舎を利用しながらの 建設となるため、仮設庁舎棟の設置が必要と考えられま



案であり、今後の計画により詳細を決定します。

これまでの庁舎建設経緯

	// 古娃段駐降								
年度	取組み事項								
平成4年度	庁舎建設検討委員会【行政】を発足	平成13年(市制30周年)完成目指す。							
平成7年度	庁舎建設委員会【市民・議会・行政】を発足	(計画骨子)							
平成9年度	庁舎建設基本構想の策定(答申)	一 ・規模10,000㎡、6階建							
平成10年度	庁舎建設基本計画の策定【市】								
		一・総工事費 51億8,140万円一・建物工事費 41億6,000万円							
平成11年度	財政難により、庁舎建設が見直し課題となる	一							
	庁舎建設計画の見直し(庁舎建設委員会に	諮問・答申)							
平成12年度	庁舎建物診断調査の実施【市】	第1・2庁舎の耐震性能が不足しており、大地							
	庁舎建設計画の見直し	震時に倒壊又は、崩壊する危険性があると指摘							
	(庁舎建設検討委員会で検討着手)	される。							
		「厳しい財政状況の中市民福祉の向上と義務教							
	庁舎建設延期[市]	ー 育施設等の整備など新たな行政需要に対応する							
平成13年度	庁舎建設計画の見直し検討報告【市】	ため、当分の間延期する。」との市長方針が出							
	庁舎改修設計報告【 市 】	され、現庁舎を使用することとし、庁舎改修設							
		計を計上。							
		・ 増築、設備改修等工事費 8億150万円							
平成14年度	平成15年度予算に、改修工事費として3億4	,226万円予算措置 【市】							
平成15年度	庁舎改修工事凍結【市】	 「合併問題、財政状況などから再度慎重に検討が							
		必要と判断される。							
平成16年度	新庁舎建設に向けて再度、課題整理と検討を	·開始【市】							
平成18年度	 庁舎建設計画の再見直し(庁舎建設委員会/	∼諮問)							
	 庁舎建設基本構想の策定(H19年3月)(答申	(1)							
	現庁舎の置かれている状況や課題 古のシ	ンボルとしての役割、災害時の復旧拠点としての							
	機能などから、基本構想を具体化する基本計画を策定し、早期に建設に取り組むことの提言がされる。								
	市議会庁舎建設特別委員会委員長報告(H19年3月)								
	庁舎建設について、委員全員が賛成。可及的速やかに建設するとされる。								
TI (\$10 / F #	· 2000 000 000 000 000 000 000 000 000 0								
平成19年度	庁舎建設基本計画の策定に向けた取組み	・庁舎と保育所との併設による建設の検討。							
~20年度	Marie of the state	・庁舎建設に関する市民説明会の実施。							
	+ A 7h = 11 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +	・保育所との併設は行わないこととする。							
	庁舎建設基本計画(案)の公表【市】								
		・事業費縮減に向けた検討の実施。							

庁舎写真

ました。その概要をお知らせするとともに、 の皆様からの意見を募集します。 意見を基に、庁舎建設基本計画の案を作成いたし 市議会の庁舎建設特別委員会からも「可及的速や 舎建設基本構想」として答申を受けるとともに、 かに建設する」との委員長報告がなされました。 また、本年度には市民説明を開催し、これらの 市民

ます。平成18年度には庁舎建設委員会より「庁

市では、庁舎の建替えに向けた検討を進めてい

があります。 市民や、職員に人的被害が生じる不安 級の地震に対しては倒壊又は崩壊する 性能が大きく不足し、阪神終路大震災 危険性があると指摘されています。 万 査では、第1庁舎及び第2庁舎の耐震 一、倒壊した場合には来庁されている

難な状況といえます。 拠点施設としての機能を担うことは困 在の庁舎では耐震性の観点からも防災 めの様々な機能が求められますが、 対策本部が置かれ、被害を抑止するた 現

規模災害にあたり防災拠点施設として

また、庁舎については、地震等の大

装の全面改修の必要性が指摘されてい

び第2庁舎の劣化が著しく、外壁コンク

替えに向けた検討を行っていま

の対応が必要とされており、建て

上除去への対心」など様々な課題へ

-の剥落なども発生しており、内外

庁舎の老朽化については、第1庁舎及

③建物・設備の老朽化

②市民サービスへの支障 現在の庁舎は、4棟に分散している

なっています。 ことから、窓口がわかりにくい状況と また、市役所の事務量の増加などに

り、様々な課題を抱えています。 れて以来、増築を重ね現在に至ってお 本市の庁舎は、昭和38年に建設さ

①建物の耐震性能の問題 平成12年度に実施した建物診断調 スの提供に支障が出ている状況にあり

リアフリーへの対心」や、近年の情報化

舎の機械室に使用されているアスベス の進展に併せた「情報化への対応」、庁

庁舎建設スケジュール(案)

平成20年度 基本計画の見直し

・ パブリックコメント後、基本計画の策定

平成21年度 基本設計の作成

市民ワークショップ、懇談会の実施

平成22年度 実施設計の作成

平成23~24年度 工事

庁舎が手狭な状態となっていま

なぜ今建て替えなのか

庁舎建設の取り組みに

イバシーが守りにくいなど、市民サ

され、高齢者や障害者等多くの市民の方 ず、通路さえ十分に確保できない、プラ が訪れるフロアーであるにもかかわら 特に、第2庁舎1階は福祉部門が配置

対応したスロープなどの設置による「バ この他にも、エレベーターや車椅子に

ら改修が望ましいとされています。

ます。また、空調設備や給排水設備、電 おり、安全性、効率性、衛生上の観点か 気設備についても経年劣化が進行して

广舎建設特別委員会委員長中間報告

平成20年第3回定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査 となっていました庁舎建設に関する件について、4回の委員会を開催いたし ましたので、審査経過の概要を報告いたします。

初めに、第1回の委員会につきまして下記のとおり報告いたします。

記

- 1 審査年月日 平成20年10月14日(火)
- 2 場 所議場
- 3 出席委員 加藤勝明、湯澤清訓、黒澤健一、吉住武雄、島野和夫、 阪井栄見子、伊藤堅治、桂祐司、高橋節子、現王園孝昭
- 4 議 題 (1)庁舎建設に関する各種委員会の説明について
 - (2) 市民説明会の内容について
- 5 説 明 員 総合政策部長、政策推進課長及び主査、こども課長 第1回の委員会では、市執行部から庁舎建設に関する各種委員会及び市民 説明会の概要説明を受けました。

庁舎建設に関する委員会には、副市長と市の管理職員で構成する北本市庁舎建設検討委員会及び北本市公共施設整備検討委員会と、市民や議員等で構成する北本市庁舎建設委員会の3つの委員会があります。昨年の4月から今年の8月にかけて合計で8回の会議が開催されています。各委員会で検討された内容のうち、主に「保育所併設」についての経過の説明を受けました。

また、市の市民説明会は、自治会連合会などの各団体や8圏域コミュニティを対象として、今年の8月から10月にかけて合計で15回開催され、275名の参加がありました。

市民説明会では、庁舎を建設する理由、費用、規模等に関する内容のほか、3 委員会の中で検討した「保育所併設」について行った旨の報告がありました。 執行部の説明に対し、本委員会の委員からは、「保育所併設の経緯」や、 「3委員会の今後のあり方」等についての質疑や意見が出されました。 以上が第1回庁舎建設特別委員会の審査経過の概要です。

続いて、第2回の委員会につきまして下記のとおり報告いたします。

記

- 1 審査年月日 平成20年10月30日(木)
- 2 場 所 議場
- 3 出席委員 加藤勝明、湯澤清訓、黒澤健一、吉住武雄、島野和夫、 阪井栄見子、伊藤堅治、三宮幸雄、桂祐司、高橋節子、 現王園孝昭
- 4 議 題 市民説明会の結果について

5 説 明 員 総合政策部長、政策推進課長及び主査

第2回の委員会では市執行部から市民説明会の結果報告を受けました。

市民説明会で、庁舎建設に関するご意見をいただいたところ、全体で357件の質問や意見が寄せられました。そのうちの半数は「庁舎建設に関するもの」、「庁舎規模、機能に関するもの」で、大半は庁舎建設に前向きの意見でした。また、全体の約3分の1は「保育所の併設に対するもの」で、保育所併設には否定的な意見であった旨の説明がありました。

執行部の報告に対し、本委員会の委員からは、「今後の市民等からの意見の集約方法」や、「3委員会と議会との整合性等について」の質疑や意見が出されました。

以上が第2回庁舎建設特別委員会の審査経過の概要です。

続いて、第3回の委員会につきまして下記のとおり報告いたします。

記

- 1 審査年月日 平成20年11月18日(火)
- 2 場 所議場
- 3 出席委員 加藤勝明、湯澤清訓、黒澤健一、吉住武雄、島野和夫、 阪井栄見子、三宮幸雄、桂祐司、高橋節子、現王園孝昭
- 4 議 題 庁舎建設に関する件について

第3回の委員会では過去2回の委員会における執行部の説明を受け、今後の庁舎建設の方向性について検討しました。その結果、本委員会では、「庁舎単独で建設する」、「建設場所は現在地とする」、「建替えを前提とする」という結論に至りました。また、今後の庁舎建設の具体的な方針として、次の6項目を検討することとしました。

- 1. 質素で簡素な庁舎建設について
- 2. 地域経済への波及効果について
- 3. 着工時期について
- 4. 建設費用について
- 5. 庁舎建設基本構想の基本的な考え方について
- 6. その他

以上が第3回庁舎建設特別委員会の審査経過の概要です。

続いて、第4回の委員会につきまして下記のとおり報告いたします。

記

- 1 審査年月日 平成20年12月9日(火)
- 2 場 所議場
- 3 出席委員 加藤勝明、湯澤清訓、黒澤健一、吉住武雄、島野和夫、 伊藤堅治、三宮幸雄、桂祐司、高橋節子、現王園孝昭

4 議 題 庁舎建設の方針について

第4回の委員会では前回の委員会で今後の庁舎建設の具体的な方針として 示された6項目について検討しました。主な意見について申し上げます。

- 1. 質素で簡素な庁舎建設について
 - ① 現在の案を見直す縮減案として、面積、吹き抜け、地下室、耐震基準、免震工法などの見直しの意見が出ました。
 - ② 例えば宮代町のような木造庁舎も検討するとの意見が出ました。
- 2. 地域経済への波及効果について
 - ① 地元業者を積極的に活用すること。
 - ② 設計を工夫すること。例えば分割発注、工区を分けること等。
- 3. 着工時期について
 - ① 市制施行40周年を目途に着工すること。
- 4. 建設費用について
 - ① 庁舎建設基金25億円を上限とし、できる限り残すこと。
 - ② 後年度負担もある程度必要なので、起債についても検討すること。
 - ③ 庁舎建設基金の残金を維持管理に対応できる庁舎建設基金のあり方を考えること。
 - ④ 建設費縮減のため、仮設庁舎はできるだけ造らない方策を考えること。
- 5. 庁舎建設の基本的な考え方について
 - ① 市民が活用できる多目的、フレキシブルなスペースを設けること。
 - ② 文化センターとの連携を考慮すること。
 - ③ 一棟の中に実現可能な限り機能を集約すること。
- 6. その他
 - ① 屋上緑化や太陽光発電など環境に配慮した庁舎とすること。しかし、 費用は増大する。
 - ② 福祉に配慮した庁舎とすること。
 - ③ 議会関係について、会派控室の設置、議会図書室の充実などの意見が出されました。

以上が第4回庁舎建設特別委員会までの審査経過の概要です。

今後、更に細部について検討する必要がありますので、引き続き慎重に審査を進めてまいります。

以上報告いたします。

平成20年12月17日

 庁 舎 建 設 特 別 委 員 会

 委 員 長
 現 王 園 孝 昭

北本市議会議長 横 山 功 様

邳	成 19	年度	·			٦,	ードネ	番号	Τ	112	3 3 0) 市	 叮村類	型	II ~1	7				
•	. 17 1 2		. 1		都道府県名	埼	玉 県	<i>溙</i>	りか	び な	T	きた。	もとし	19年	度交色	付税	Ⅱ種址	ė l		
決	: 算	状 況	兄			市町村			村名 北本市			種地区					(単位 千円)			
	人	Д	面積		人口犯	多度		口集			産		業		構		造			
	·	,	Щ				地	区人	<u>п</u>	区分		第 1	次	第	2 次		第 3	次		
国	17 年	70,126	5人 19.84 km	2	3,	535人		55,24	人81	就	17	62	6人		8,515	4	24,1	01人		
	12 年	69,524			3,	504人		55,2	13人	業	国調	:	1.8%		24.6	%	.!	69.5%		
調	増減率	0.9%	35.	10	. 1以降	条の合 ———	併	伏況		٨	12	68	6人	1	0,361	4	23,2	278人		
住	20.3.31	70,280)人			ī				p	国調	:	2.0%	-	29.6	%		66.5%		
基	19.3.31	70,597	7人 20.3.31	世科		<u> </u>	6,87	'8世帯	: 											
	区	分 —————	18年度			年度	_ _	区		分 ———		数等(千	一円、%	6)指	定団	体等				
1歳		総 額 a	16,501,5	-+		,333,4						8,6	16,76	52	豪	雪		疎		
2歳		総 額 b 差引額			15	,536,7							68,08	-	再	建		村		
মূর	a - 年度へ	υ,	<u> </u>	\dashv			-	漂 準				10,8	60,53	-		交 付		産		
4 ~	+	財源の	 					財政				- 2	0.85	-	低	開 発		域		
5 実	c -	d) e	(F) 768,1	30				実 質					6.					炭		
6 単	年 度	収 支 f	9,8	319	(1)	ー (ア)	-	公債						- -	務のま					
								実質						.0	議	員	災一	害		
7 積			 			1,0		起債						.6	○退	職	手	当		
8 繰			-	0		146		公債					10	.5	基	金少年	管	理導		
ļ		取 崩 額 i		0		146,		債務 含む					12	.3	青〇交	通	- 1ĦI 災	害		
10 実	質 単 年 f + g +	度収支 h-i	302,	117	۷	145,	625	義務			_		51		台	核	火 予	防		
			等(平成204	¥1	月刊左)			我 伤 一 般					81		看	護	学	院		
	3 分	般 職 員	給料月額		人当たり		abox 1	実質の					153	-	O し		処	理		
<u> </u>		a 員 405人	<u>ь</u> 138,815千円	-	b,	'a 342,75							101	-1	0 U		-			
	b技能労務職		+	+-		279,12			般	財	源	13.3	366,0		〇火		草	場		
	了公務」			┼		129,91							482,2			規札		地		
ļ		員 0/				- ,				て調整を			763,4			域市				
臨		員 0/	 	+				土地						0	〇消	防	事	務		
	計 計	417)				345,26	1円	地方	債	現在	高	14,	980,6	36	〇消	防	災	害		
		別職	***	 公		Alle.		債務	負担	旦行為	多額	1,	642,4	58	小	中	学	校		
	т	改定実施 年月日	1人平均給料		事	業	名	法 適用	収	支額	普通	会計か 繰入額	職員	数	学	校	給	食		
市	長	19.4.1		業	公共下	水道	事業	無		57,26		45,533	9	지	教	職	員 研	修		
副	市長	19.4.1	768,000円	老	: 人	保	<u>_</u>	健		51,09	1 3	28,041	0	지·	青	年	Ø	家		
教	育 長	19.4.1	710,000円	Œ	民货	東	保	険	1	79,99	8 4	81,295	9	지	伝	į		病		
議:	会議長	10.4.1	429,000円			1世	带	当たり	保隆	负税	周定名	頁 18	9,627	円						
議会	副議長	10.4.1	369,000円		İ	被保)険者	1人当	たり	保険税	調定額	頁 10	1,607	円力	加入世	帯数	12,8	70世帯		
議 :	会議員	10.4.1	352,000円			被化	呆険	者 1	人	当たり	費月	月 26	1,669	円 1	波保険	者数	24,	019人		
	!	!		介	護	保		険		85,87	9 3	77,265	7	시						
L																				

•																市町	T村名	; 北:	本 市
		歳			入						性	:	,	質	別	歳		出	
区	2	分	決 算 額	構成比	経常	一般財源 K	K の 構成比		区		分	;	決 算	額	構成均	税等	#2	圣常一般財源	経常収支 比 率
也	方	税	9,391,805	57.5%	8,	894,404	81.3%	人		件	3	专	4,15	2,633	26.79	3,840,9	936	3,772,634	32.6%
地方言	譲 -	与 税	194,901	1.2%		194,901	1.8%	l F	うち	職	員	合	2,85	2,378	18.49	2,565,	728	2,558,579	22.1%
利子割	交	付金	40,768	0.3%		40,768	0.4%	扶		助	j	費	2,22	3,306	14.39	791,	756	775,964	6.7%
記当割			42,721	0.3%		42,721	0.4%	公		債	3	費	1,61	0,588	10.49	1,605,	052	1,605,052	13.9%
味 式 · 所 得 割	等交	譲 渡 付金	23,963	0.1%		23,963	0.2%	内	元 禾	引償	還:	金	1,61	0,288	10.49	6 1,604,	752	1,604,752	13.9%
地方消費			516,446	3.2%		516,446	4.7%	訳	一時	借入	金利	7		300	0.0	6	300	300	0.0%
自動車取	得税	交付金	143,774	0.9%		143,774	1.3%		小		計		7,98	6,527	51.49	6,237,	744	6,153,650	53.2%
地方特值	例交	で付金	52,368	0.3%		52,368	0.5%	物		件	3	費	2,37	9,664	15.3	1,945,	293	1,767,38	15.3%
地方	交 ′	付 税	1,102,547	6.8%		905,475	8.3%	維	持	補	修	費	8	7,824	0.6	85,	096	85,09	0.8%
为 普		通	905,475	5.6%		905,475	8.3%	補	助	b !	費	等	1,93	5,358	12.5	1,818,	632	1,646,08	2 14.2%
沢 特		別	197,072	1.2%				繰		出	:	金	1,79	2,134	11.5	1,737,	844	1,036,97	4 9.0%
交通安全	対策	交付金	14,384	0.1%		14,384	0.1%	投資	及び	出資	金·貸付	金	6	2,399	0.4	% 4,	200	4,20	0.0%
分担金	·負	担金	73,415	0.4%				積		立	:	金	5	3,837	0.3	% 26,	194	経常収え	た比率
使	用	料	217,671	1.3%		64,707	0.6%	前	年度	繰上	充用	金						5	92.5%
手	数	料	44,424	0.3%	İ			投	資	的	経	費	1,23	8,983	8.0	% 714,	296	(97.8%)
国庫	支	出 金	1,301,024	8.0%] [う ț	5 人	、件	費	2	4,760	0.2	% 24,	760	経常一般	设財源
都道府			787,820					$\dagger \dagger$	普通	建設	安事業	費	1,23	8,983	8.0	% 714,	296	10,693,3	
財産	Щ	又入	35,580			7,732	0.1%	占内	Д	補	助	\top	15	0,898	1.0	% 7,	863		
	附	金	16,208	0.1%	,			_1 1	訳	崩	独	1	1,08	88,085	7.0	% 706,		減税補てん	
	入	金	162,791	 	,			訳	災害	復旧	日事業	費						時財政対策 経常一般財	
	越		<u></u>	 	!			1	失業	美対第	章事業	費						11,564,7	03千円
	収	— <u>—</u> 入	396,021		+	37,860	0.39	6	L			Ť							
	方		ļ					1										•	
合		 計	16,333,443			,939,503	100.09	8	合		計	ĺ	15,53	36,726	100.0	12,569	,299	10,693,38	86 92.5%
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		村	民	1	上 税				T			目	的 別	崩	支 出	
区		 分	決 算 額	構成		増減率	基準	税 I 00/75			課税分入 済		Z	. ;	分	決算額	頁構	成比	脱 等
市町村		人分	4,188,379	9 44	.6%	20.7%						\neg	議	숲	費	202,35	57	1.3%	202,357
民税		人分	713,537	7 7	.6%	3.4%	.67	79,6	15		85,9	66	総	務	費	2,212,96	68	14.2%	1,912,146
固定	i	産 税			.5%	0.6%	3,46	54,4	89				民	生	費	4,838,13	36	31.1%	3,110,99
		車 税	<u>i </u>	- 	.8%	8.5%	7	72,9	28				衛	生	費	1,459,8	58	9.4%	1,325,12
市町村			 	1 4	.2%	△0.1%	38	36,6	65				労	働	費	60,22	24	0.4%	10,22
特別土													農林	水産	業費	163,60	07	1.1%	133,90
その他を			1										商	エ	費	116,6	79	0.8%	106,98
法定タ	ト 普	通税											土	木	費	1,915,2	63	12.3%	1,535,24
小		計	8,894,40	1 94	.7%	9.5%	9,08	87,4	68		85,9	66	消	防	費	917,4	13	5.9%	898,92
	的	税	<u> </u>	+,	.3%	△0.1%			1				教	育	費	2,039,6	31	13.1%	1,728,33
入	湯		- 				1		f				災害	多復	旧費				
内都市			<u> </u>	1 5	5.3%	△0.1%	i '		}				公	債	費	1,610,5	90	10.4%	1,605,05
		益税		-			1		-				諸	支占	出 金				•
訳共同				1	-		1		ľ				前年	度繰上	充用金				
l''		発移	ļ	-			1		4				特別	区調整	納付金		1		
合	- 4	計	9,391,80	5 100	0.0%	8.9%	9.0	87,4	168		85,9	966	. 合		計	15,536,7	26	100.0%	2,569,29
			<u> </u>	<u> </u>	状		0.3.31		<u> </u>		Т		D		り	年課税分	滞納	繰越分	合 計
市	1	均等		.000円	市			1号				徴		町村和	兑	98.4%	2.	0.5%	94.3%
_{BJ} 1	固		Line Sale - V	ota :-	町	法	等割		50	,000	0円		合	·	+		-		
村	人	品的	→ 標準税 割 → 対する		村	人	子司	2号			- 1	収		市町		98.3%	2	2.8%	95.2%
民	分	所得	可以以为多		民	分			120	,000	0円		う	民	柷		<u> </u>		
1	ן נו		1.0	倍	税	法)	(税割			/100		率	ち	固		98.5%	1	9.3%	92.9%
税				100		部市計画:	->-).25,				1	資産	ᅓ		1 -	1	

※性質別歳出のうち、普通建設事業費の内訳中、単独については、県営事業負担金及び同級他団体施行事業負担金が含まれています。

合併後の庁舎の利用状況について

平成21年1月

庁舎建設委員会資料

調査内容及び回答 対象12市町	Г
問1 合併後の本庁舎について 1) 合併後の本庁舎の位置につい	いて
2) 本庁舎施設について(いずれ・新設した・旧庁舎を利用している・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12件
	11件
問2 合併後、本庁舎とならなかっ ・支所・出張所として利用している ・用途を変更して利用している ・その他(
問3 支所・出張所となった庁舎に 1)議場について (いずれかにC ・ 用途を変更して利用している ・ 用途の変更を予定している ・ 利用していない	こついて))
2) 防災拠点について(該当するものが) が災拠点として利用する・避難所として利用する・その他(らのにO) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	市町村	合併市町村名	合併年月日		問1 合併後の本庁舎の 位置・施設について		問3 1) 支所・出張所となった庁舎の議場について	問3 2) 支所・出張所と なった庁舎の防災拠点に ついて
1	ときがわ町	都幾川村・玉川村	平成18年2月1日	総務課	旧庁舎を利用	旧玉川村…本庁舎 旧都幾川村…第二庁舎	旧玉川村は用途を変更 して利用 (会議室)	旧玉川村…防災拠点と して利用 旧都幾川村…防災拠点 として利用していない
2	秩父市	秩父市・吉田 町・大滝村・荒 川村	平成17年4月1日	管財課	秩父市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利 用	用途を変更して利用 (会議室)	防災拠点として利用
3	行田市	行田市・南河原村	平成18年1月1日	財政課	行田市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利 用	利用していない	防災拠点としていない
4	本庄市	本庄市・児玉町	平成18年1月10日	財政課	本庄市 旧庁舎を利用	支所として利用	利用していない	防災拠点として利用
5	ふじみ野市	上福岡市・大井 町	平成17年10月1日	管財課	上福岡市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利 用	用途を変更して利用 (書庫)	避難所として利用
6	鴻巣市	鴻巣市・吹上 町・川里町	平成17年10月1日	経営政策課	鴻巣市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利 用	用途を変更して利用 (書庫)	防災拠点として利用
7	春日部市	春日部市・庄和町	平成17年10月1日	管財課	春日部市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利 用	用途の変更を予定 (児童館)	防災拠点として利用
8	神川町	神川町・神泉村	平成18年1月1日	総務課	神川町 旧庁舎を利用	支所・出張所として利 用	用途を変更して利用 (会議室)	防災拠点として利用
9	小鹿野町	小鹿野町・両神村	平成17年10月1 日	総務課	分庁舎方式のため、小 鹿野町・両神村とも利 用		旧両神村は用途を変更 して利用 (倉庫)	防災拠点として利用
10	熊谷市	熊谷市・大里 町・妻沼町・江	平成17年10月1 日(熊谷市、大 里町、妻沼町) 平成19年2月13 日(江南町)	庶務課	熊谷市 旧庁舎を利用	大里、妻沼、江南は分 庁舎(支所も含む)	妻沼分庁舎、多目的 ホールとして、利用 大里・江南分庁舎は利 用していない	防災拠点として利用
11	深谷市	深谷市・岡部 町・川本町・花 園町	平成18年1月1日	危機管理課	深谷市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利 用	利用していない	防災拠点として利用
12	飯能市	飯能市·名栗村	平成17年1月1日	財政課	飯能市 旧庁舎を利用	支所・出張所として利 用	用途を変更して利用 (倉庫)	避難所として利用

	市町村	問4 合併後の庁舎の扱いについて、苦慮している点や、注意すべき点
1	ときがわ町	他の合併団体とは異なるような庁舎の使用方法になっているため、住民の方の不便さというよりも、内部的にも非効率な点もあるように感じま す。(全庁的な会議の開催、町長・副町長の決裁・報告等)
2	秩父市	秩父市は合併してから4年経過しようとしているところですが、本庁舎については、年々と職員が増加しているため、事務スペース確保に苦慮し ている。また、各支所の空スペースの利用方法についても注意が必要だとおもわれます。
3	行田市	旧村での庁舎は中心的な行政機能があり、合併と同時に機能がなくなったら即廃止ができないため、新市での全体構想での位置づけが難しいと 思われます。
4	本庄市	
5	ふじみ野市	
6	鴻巣市	現在、特に吹上支所の老朽化が激しいため、改修で対応していくべきか、建て替えをするべきか、また、建て替える場合にしても、建設箇所、 施設内容(公民館などの複合的な機能を持たせるかどうか)など、今後の対応について苦慮しているところである。 いずれにしても、両支所 はこれまで両町の地域の拠点としての役割を担ってきたことを踏まえ、地域住民の感情を十分に考慮する必要がある。また、市の財政も厳しい 状況にあることから、今後の対応策については、慎重に検討していきたいと考えている。
7	春日部市	執務スペースについては、一部図書館への用途変更を計画しています。
8	神川町	
9	小鹿野町	分庁方式により旧庁舎の活用を図ることはできているが、非効率になってしまう面もある。(庁舎間の事務連絡等で車両や時間が必要になること、町民にとっては 1 施設で用事を済ませられないなど。)議場については構造上転用が難しく、合併で使われなくなった旧両神村の議場は倉庫として使用されている状態である。また、建物があるだけで生じる費用(光熱水費や修繕費、各種設備の点検保守費用、防火管理者等の講習費用など)も相当の金額になると見られ、今後は職員数の減少も見込まれるため、将来的には施設の集約化を検討する必要があるものと思われる。
10	熊谷市	旧議場の用途変更については、段差等の構造上の問題があり、難しい状況にある。
11	深谷市	施設の老朽化、狭隘化、耐震への不安等の様々な問題をかかえています。また、老朽化しているため施設の修繕に予算を費やしている状況で す。
12	飯能市	